

参 考 资 料

1 地域共生社会関連

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（概要）

令和7年5月28日

- ◆ **人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ**、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて**地域共生社会の深化を図るための提言**をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、**2040年に向けて、全ての市町村で**、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、**包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現**が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

6. 終わりに

- 地域共生社会の実現に向けた取組はこれからが本番である。2040年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会において頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移していく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していただくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれからの社会には不可欠である。

地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要である。

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）①

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
(1) 地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、(2) 支援関係機関同士の連携体制整備、(3) 地域住民と支援関係機関の協働体制整備
- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設
※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大
- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設

福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネーターや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

社会保障審議会福祉部会報告書（概要）②

3. 社会福祉法人制度・社会福祉連携推進法人制度の在り方について

① 社会福祉連携推進法人制度の見直し

- ・地域の福祉ニーズを充足できていない場合等に、サービス提供体制確保のため、**第二種社会福祉事業等を実施可能**とする

② 既存施設の土地・建物等の有効活用

- ・地域の福祉サービスの提供を維持するため、**社会福祉連携推進法人が社員社会福祉法人の土地・建物等の貸付支援業務を実施**
- ・社会福祉法人の解散時の**残余財産の帰属先に地方公共団体を追加**

4. 災害に備えた福祉的支援体制について

① 平時からの連携体制の構築

- ・包括的支援体制の整備を推進するための連携分野に防災を追加
- ・市町村地域福祉計画等の記載事項に災害福祉を追加

② DWATの平時からの体制づくり・研修等

- ・**災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する者の名簿登録や研修・訓練を国が実施**
- ・派遣要請時におけるDWATチーム員の派遣元使用者の配慮義務等を設ける

5. 介護人材の確保・育成・定着について

① 地域差を踏まえた各地域における人材確保の取組

- ・都道府県が設置主体となって、人材確保に関する地域の関係者が地域の実情等の情報を収集・共有・分析、課題を認識し、協働して実践的に課題解決に取り組むための**プラットフォームの制度化**

② 若者・高齢者・未経験者などの多様な人材の確保・育成・定着

- ・テクノロジーの活用、働きやすい環境づくりの整備、タスクシフト/シェアの推進（業務の整理・切り出しと介護助手の活用等）

③ 中核的介護人材の確保・育成

- ・潜在介護福祉士に係る届出制度の現任者への拡充
- ・**介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験義務付けの経過措置**について、終了・延長両方の意見や、今後の養成施設の役割も踏まえた**適切な対応**
- ・**介護福祉士養成施設の今後の在り方**（国家資格の取得に向けた取組の強化、地域の担い手への研修、ICT教育、リカレント教育等）

④ 外国人介護人材の確保・定着

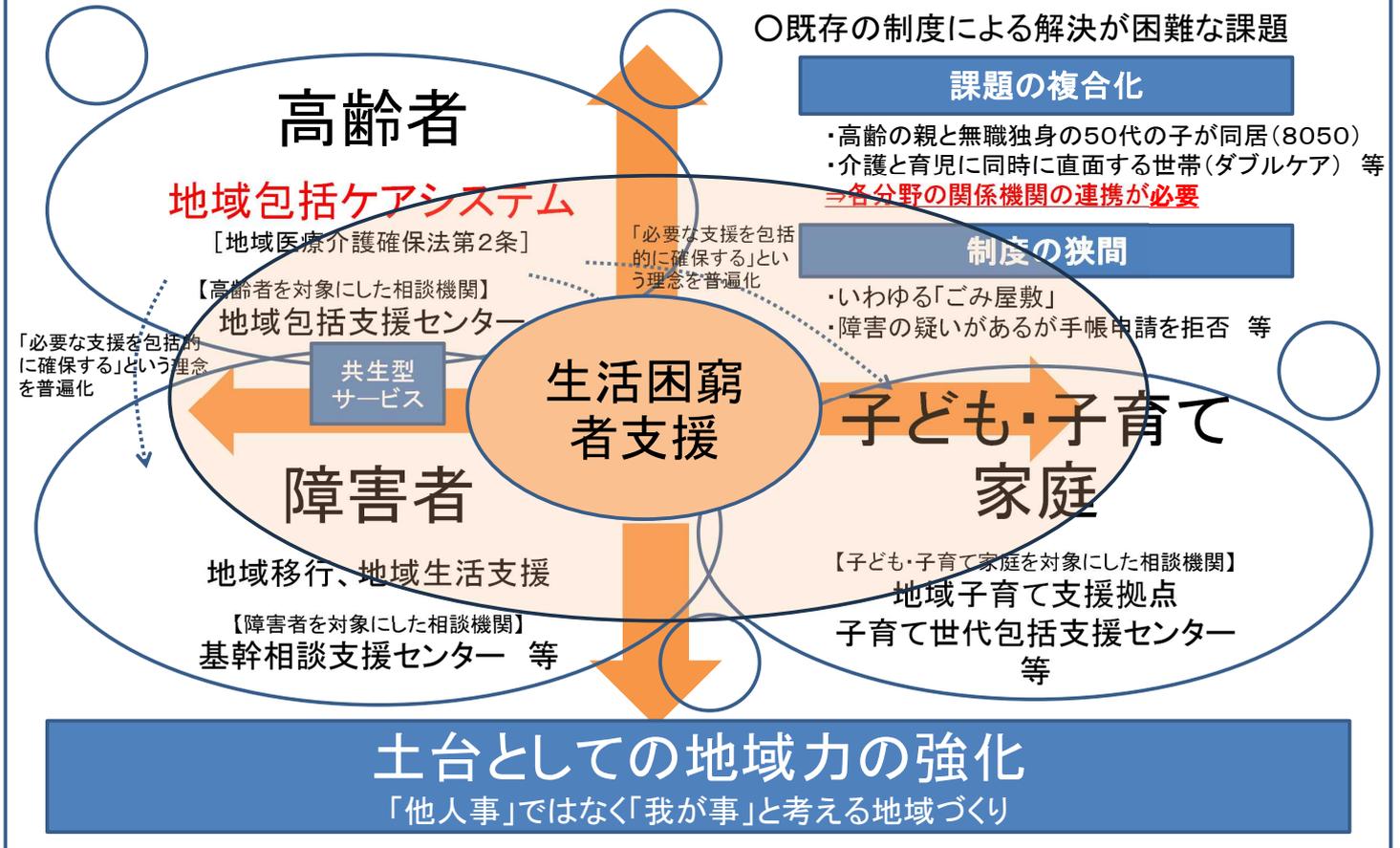
- ・小規模法人での外国人材の確保・定着のため、海外現地への働きかけ、日本語教育・生活環境整備など地域ごとに必要な支援策の検討
- ・**准介護福祉士制度**について、廃止すべきとの意見を踏まえ、フィリピン政府との関係等も考慮した**適切な対応**

社会保障審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）（抜粋）⑥

Ⅲ. おわりに

- **厚生労働省においては、この報告書の内容を十分に踏まえて見直しの内容の具体化を図り、上記の具体的な方向性に沿って関係法令等の改正等について検討を進め、制度や運用の見直しのために必要な対応を速やかに講じられることを期待する。**
- 昭和26年に社会福祉法が成立してから、70年以上が経過する。創設当時の社会福祉事業法は、戦後日本において、政府の機能を補完する社会福祉法人による措置制度として確立された。その後、家族形態の変化や福祉ニーズの多様化を踏まえ、社会福祉基礎構造改革を経て、社会福祉制度は措置から契約へと移行してきた。そして現在、社会情勢や人口構造の変化を踏まえ、あらたに住民・自治体・事業者といった様々な主体がともに連携し、地域社会の再構築を進めていくことが求められている中で、地域共生社会の実現に向けた取組が進められてきている。
- 全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、地域住民とともに、実行に移していく必要がある。**これからの社会は、地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことが求められる。**
これまでの議論の中で、**地域共生社会の実現において、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進むことの重要性が確認された。**
- 今回の議論も踏まえ、**制度・分野間の壁や「支える側」「支えられる側」の枠組みを超え、地域に住む人々同士が支え合い、自分らしく自律的な生を生きることができるとともに、地域共生社会が全国に生み出され発展していくことを強く祈念するとともに、絶えず変化する経済・社会状況も踏まえつつ、地域共生社会についての議論が、今後とも更に深化していくことを期待する。**

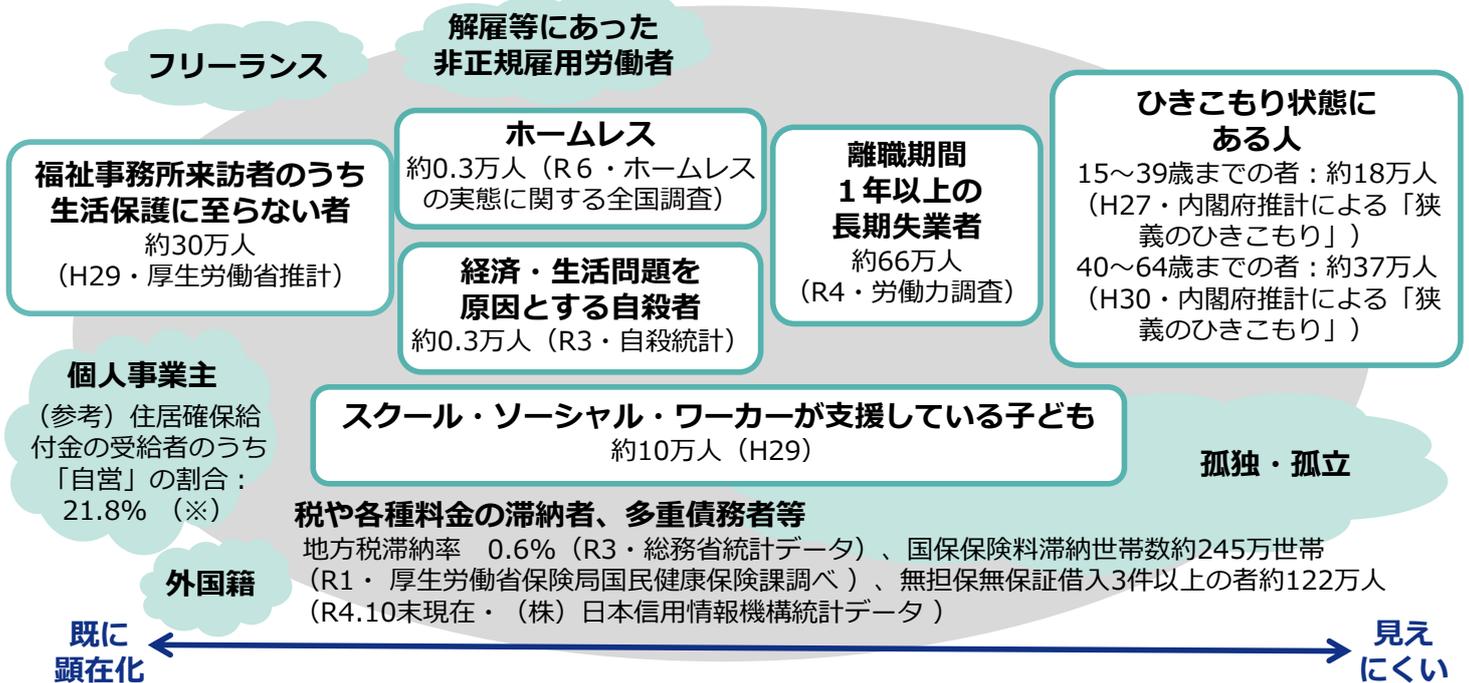
地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制



生活困窮者とは？

生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがある。複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※制度の対象となりうる、又は対象であったと考えられる者の例。それぞれは重複もある。



(※) 令和2年度居住支援の強化に向けた調査研究報告書(全国居住支援法人協議会)において、2020年5月に住居確保給付金の支給決定した者から抽出した1257人のうち「主たる生計維持者の勤務形態」が「自営」と答えた割合。

生活困窮者自立支援法の対象と支援の在り方

生活困窮者の定義

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

※他制度の利用ができる人たち（障害・高齢者等）も多く来所する。

支援のポイント

- ☑ 相談に際して**資産・収入に関する具体的な要件はなく**、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「**制度の狭間**」に陥らないよう、**できる限り幅広く対応**
- ☑ 生活困窮者の中には、**社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、アウトリーチも行いながら早期支援につながるよう配慮**するとともに、**孤立状態の解消などにも配慮**。
- ☑ 支援に当たっては、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと**連携**。
- ☑ 既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、**新たな社会資源を開発**。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の支援を通して、様々な分野の社会資源の連携を促進・活性化。不足していれば創造する。行政、関係機関、地域住民等が協働して、「地域づくり」に取り組むことが重要。

なぜ生活困窮者支援のために地域づくりが必要なのか？

- 生活困窮者の**早期発見や見守り**のためには、**地域のネットワークを強化**することが大切。
- 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題に対応する上で、公的な支援や制度だけでは対応できない場合は、**民間の支援や地域住民の力**も必要。
- **自己肯定感や自尊感情**を取り戻すためには、**地域での居場所やつながりの形成**が効果的。
- 地域における生活困窮者の**働く場や参加する場**が必要。



※福祉の枠組みを超えて、生活困窮者の就労や社会参画を、**地域課題の解決という視点**から検討することが大切。
(例：農業の担い手不足を解決する手法として考える、地域産業の維持・振興と結び付けるなど)

最終的には、**支援する側・される側という関係を超えて**、生活困窮者も**地域社会の一員**として積極的な役割を果たしていくことを目指す。

生活困窮者支援を通じた地域づくり

近所に気になる家があるんだけど、相談できるかしら？

うちの地域食堂でボランティア体験受け入れるよ！

ちょうど人手不足だから、就労体験から始めてもいいなら、うちに来てみる？

勉強できるんだって？子どもの学習・生活支援事業で子どもたちに勉強を教えてみない？

ひきこもってたって聞いてたけど、うちなら十分戦力になれるよ！

地域の一人として…

「生活困窮者自立支援法 自立相談支援事業 従事者養成研修テキスト」より抜粋・編集

地域の方が自立相談支援機関に相談してくれたから、早めにご本人の困りごとにアプローチできました。（支援者）

早期発見・早期支援

地域食堂で就労体験をして、自分でも人の役に立てるんだと思えました。仕事を始めても続けようと思います。（本人）

職場の人に「がんばってるね！」と言われたことが励みになりました。（本人）

自己肯定感・自尊心の醸成

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、**市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要**である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第六十六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第六十六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、**包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義がある**ことから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して**共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行う**といった**PDCAを実施することが重要**である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス②（通知の記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
(令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長(ほか連名通知)より作成)

- 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

- ・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、**地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠**。他方、**このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。**
 - ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
 - ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれにくい。
- ・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

(1) なぜ「わがまち」に重層事業が必要なかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

(2) 「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めた各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

(3) 事業のデザイン

重層事業は、(1)及び(2)のような観点を踏まえた上で、**地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。**

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのような取組が可能か

多機関協働事業の役割①（指針における規定）

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月12日厚生労働省告示第355号）より作成

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからハまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）

(略)

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち**一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う**。また、**受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぐ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る**。(略)

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係機関との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（1）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、**単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役**を担い、**支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める**とともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるように支援することを目的とする。

（3）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、**事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業**である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
 - ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第六十六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、**前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。**

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を**一体のものとして実施**することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一～五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第六十六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第六十六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「**重層的支援体制整備事業実施計画**」という。）を**策定するよう努めるものとする。**

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第七十七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて**地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。**

4・5（略）

重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

1. 事業創設の背景

- 平成29年法改正により、「包括的な支援体制の整備」が市町村の努力義務化され、各市町村においては、福祉分野制度（高齢・障害・こども・生活困窮の4分野／メインシステム）を活用しながら取組を進めてきたものの、メインシステムが十分に機能しない状況が見られた。
- このため、メインシステムの機能向上を図るための「手段」として、令和2年社会福祉法改正により、重層的支援体制整備事業（サブシステム）を創設。

2. 事業趣旨・目的

重層的支援体制整備事業による「メインシステムが十分に力を発揮するための仕掛け」により、同システムを最適化。

(A) メインシステムの「幅を広げる」

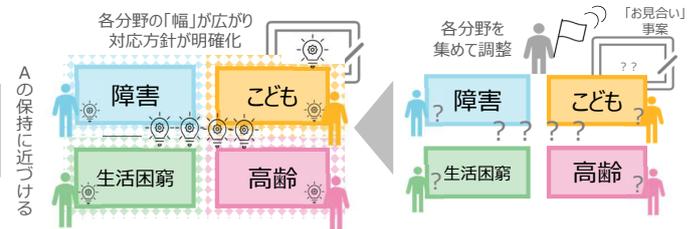
メインシステムでの既存事業を一体的に運用する。
 = メインシステムを「重ね」、「抜け漏れ」を防止。
 図の菱形の部分为重層事業も^(※)活用して作り上げる。



(※) 近年、生活困窮分野や高齢分野においても、「幅を広げる」施策が進んでおり、特に生活困窮分野はもとも「誰一人取り残さない」発想のもとに創設された、「土台」となるべき分野。

(B) メインシステムの「調整を行う」

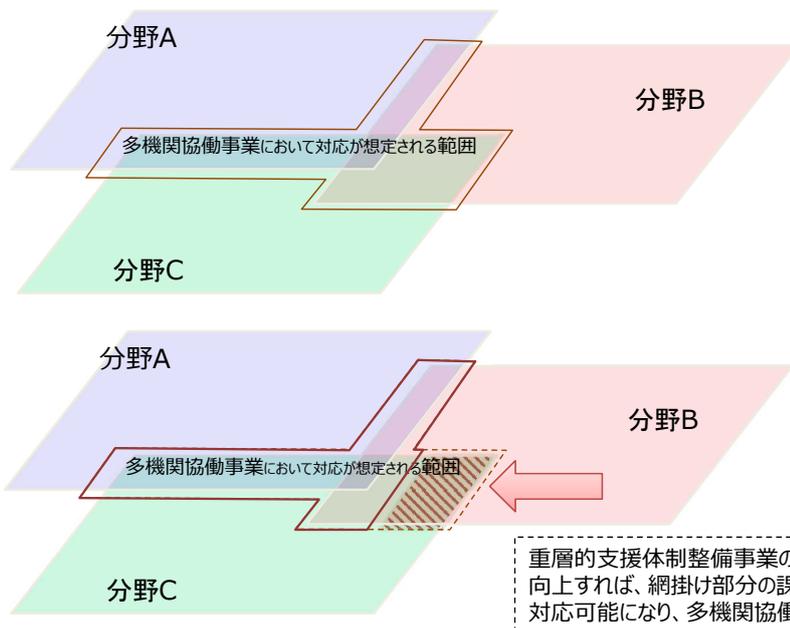
メインシステムだけでは「お見合い」が生じる事象等が存在。
 = 多機関協働事業で「調整」し、まず当該事象を解決。
 様々な事象で「調整」を繰り返すことで、Aに近づける。



どのような事象が生じて、重層的支援体制整備事業を通じ、生活困窮分野・高齢分野で行われている「幅を広げる」施策に落とし込みながらメインシステムの機能向上を図ることで、包括的な支援体制の整備を推進する。

重層的支援体制整備事業の意義 ①

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本事業の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

【出所】 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)を一部改変

重層的支援体制整備事業の意義 ②

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

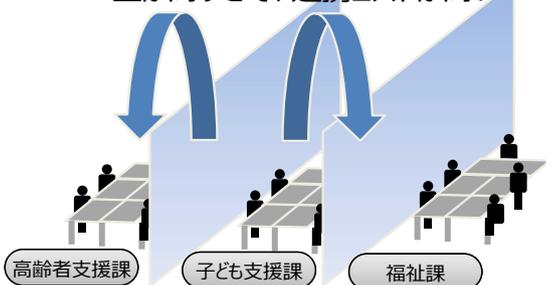


制度間の壁を全部
取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

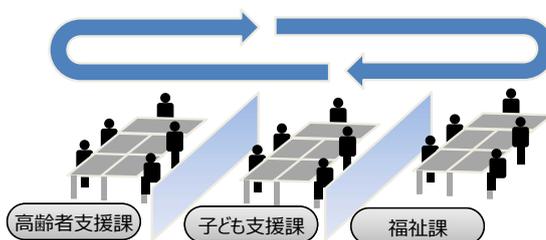


壁が高すぎて、連携コストが高い



制度間の壁は残しつつ、壁を低くして
風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

重層的支援体制整備事業の意義 ③

- 参加者がそれぞれイメージしている目的が異なると、毎回の議論は有意義だと感じていても、同じような議論が繰り返され、次のステージに進まない停滞感が広がることも少なくない。
- 「どのようにして地域の仕組みをアップグレードしていくのか」という目標の設定と、その過程をイメージすることが大切。

重層的支援会議は、どんな役割を持つのか？



毎回、いい話し合いはできているけど、
実は、目的がよくわからない会議が続く。

目的を明確にすれば、その時々で会議の役割が見える

【最終目標】生活課題を抱えたまま
孤立している人が地域にいない

目標のレベル(目的手段軸)

会議の狙い・目的

会議の役割

地域に足りない資源を
作り出す・探し出す

地域資源開発

支援における多機関協働時
の課題が見えない

地域課題共有

Aさん、Bさんの生活課題
が緩和・解消される

プランの検討

【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

重層的支援体制整備事業の意義 ④

- 各分野では効果的に対応が難しいケースを重層的支援会議に持ち込み、関係機関との協働で対応にあたるものの、**対応の主体は、あくまでも各分野の相談機関。**
- 支援に関する経験やノウハウを共有し、それぞれの**機関に持ち帰り**、今後、同様のケースが生じたときの対応力の向上につなげることが重要。各相談機関の対応力の向上につれ、会議を開催する必要性は低下していく。



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）

「重層的支援体制整備事業に関わることになった人に向けたガイドブック」（令和3年3月）（抜粋）

III. 事業全体をどうデザインするか

1. 事業が対象とする範囲を意識する

① 各分野の重なりあった部分が対象

- 具体的な体制整備のデザインを検討する際には、事業で取り扱う課題の範囲や規模を意識することが大切です。地域で支援を必要とする人はたくさんいますし、また支援している団体や機関も多数ありますが、すべてを本事業で対応するわけではありません。すでに、各分野の相談窓口や支援団体は、自らが有する専門性と地域のネットワークを最大限に活用して、多様な住民の生活課題と向き合ってきました。特に、生活困窮の分野では、これまでも分野横断的な支援を実現するための取組も行われてきたところです。
- こうした既存の取組により、地域の支援資源は拡張されてきましたし、支援の選択肢が増えてきたのも事実です。したがって、既存の体制・既存資源で対応できる場合は、本事業の必要性はありませんし、本事業が導入された後も、基本的に既存の支援体制は、これまで通りの活躍が期待されています。
- 既存の相談体制が積極的に支援を展開してきた一方で、専門分野をまたいだり、予算の費目上の制約や、分野間の連携の不足によって、「もう少し支えられるはずなのに」と感じるケースがあることも事実です。**生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（重層的な部分）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための支援体制を整備しようとするのが本事業の狙い**です。
- したがって、本事業が対象にする範囲は、既存の体制の積み上げや対応力、組織間・専門職間の連携の蓄積が大きく影響し、地域ごとに大きく異なると考えるべきです。分野間連携のハードルの高さは、自治体規模や支援団体の数などにも影響を受けますし、何より、それぞれの地域での取組の蓄積によって大きく異なります。例えば、4分野のうちの一つの分野では、これまでも分野横断的な課題を抱える人への対応力を高めているとすれば、本事業に関わるべき範囲も縮小されることになります。
- その結果、対象範囲が自治体ごとに異なるため、対象範囲を全国一律に定義することもできません。したがって、具体的な対象範囲を知るためには、まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」をしっかりと把握し、関係者間で共有することが大切になります。

【出典】 令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」（実施主体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

×：よくある誤解 ○：本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいってなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と運動する話であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけではない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」して、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことになる。Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには○○がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。大事なことは、「このまちに何ががあるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」とことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。かえって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したわけではない。基本的には支援対象者本人に直接接しない。 ＝ いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 ＝ 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、ケースを減らしていくという意識が大切。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でもなくとも、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつなぎ先があるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域との「顔つなぎ」も行うこととされている。)
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けられるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。 ⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。 作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。 ⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。 ⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。 その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。
×	重層的支援体制整備事業として実施したことによる費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。 ⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。 ⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのこと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。 ⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。 P D C A サイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。 ⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。 ⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。 (辞めた市町村もある。) ⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

地域住民を含め、全ての関係者ととも、以下を行っていく。

- ★ ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
- ★ ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかりと行う。
- ★ ③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
- ★ ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。



★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

重層的支援体制整備事業 実施市町村数・予算額の推移／人口規模別実施市町村数

- 令和8年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は585市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約14倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額は約6倍（令和8年度予算案：55.6億円、令和3年度予算額9.7億円）となっている。
- また、585市町村の人口規模をみると、人口規模が大きくなるほど、実施率は高くなる傾向にあった。

重層的支援体制整備事業実施市町村数・多機関協働事業等の予算額の推移



人口規模別実施市町村数

市町村の人口規模	実施率
1万人未満	10.7%
1万人以上～3万人未満	24.8%
3万人以上～5万人未満	38.4%
5万人以上～10万人未満	54.9%
10万人以上～20万人未満	62.1%
20万人以上～30万人未満	72.9%
30万人以上～40万人未満	83.9%
40万人以上～50万人未満	100.0%
50万人以上	74.3%
全市町村 (1,741市町村)	33.6%

(※) 8年度は予算案・実施予定ベース。(※) 6年度末に2町村、7年度末に3町村が重層事業を終了したため、各年度の事業開始市町村数の積み上げと8年度実施市町村数は一致しない。
(※) 実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ / 人口規模：「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和7年1月1日時点）

地方創生の基本構想（令和7年6月13日閣議決定）

第3章 地方創生2.0の起動

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

④多様な人々が活躍する地域社会の実現

i. 包括的な福祉等の支援体制の構築による地域共生社会の実現

地域共生社会³²の構築に向け、市町村における包括的な支援体制の整備を進める。具体的には、包摂的な生活困窮者自立支援制度を基軸に相談対応の一体的実施や地域づくりの機能強化（相談対応人材の共通化や地域づくりを担う人材（コーディネーター）の一本化など）を図るとともに、労働者協同組合、地域運営組織（RMO）、指定地域共同活動団体等の福祉以外の幅広い他分野との連携・協働を進めるなどして、地域の互助機能の強化に向けて地域住民の参画を促す取組を展開する。また、高齢化等を背景とした地域社会における担い手不足について、多世代・横断的な担い手と地域課題をマッチングする仕組みの構築を推進する。

特に担い手不足が深刻化し、地域で支え合う機能が低下する中山間・人口減少地域では、新たに、高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業を一本化し、機能強化を図るとともに、福祉以外の他分野を含めた地域内での連携・協働を図るための制度改正³³を実施し、モデル事業を通じて地域での事例を蓄積し、他の地域へ展開する。

【当面の目標：制度的対応について2025年度中に結論】

32 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人與人、人と資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を指す。

33 高齢、こども、障害、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準等の見直しや、地域との連携・協働機能強化のための支援の実施等について、社会保障審議会等において必要な検討を実施。

経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

4. 国民の安心・安全の確保

（7）「誰一人取り残されない社会」の実現

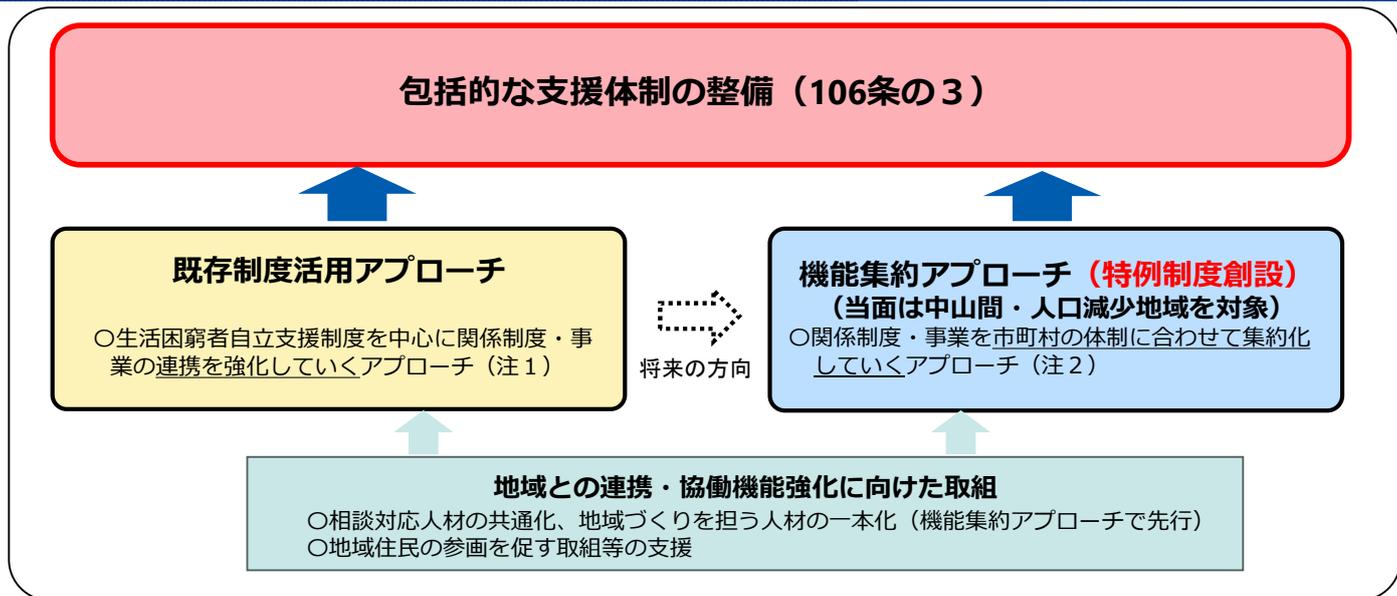
（共生・共助）

国民一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な地域共生社会を実現する。全国で必要な介護・福祉サービスを確保するため、外国人を含む人材確保対策を進める。ヤングケアラー、ワーキングケアラーなど年代や就労の有無を問わず、ケアラーへの地方公共団体の取組を支援するとともに、NPO等民間団体と連携した若者支援を推進する。多世代参画の下、多様な主体が連携し地域社会の課題解決に横断的に取り組むためのプラットフォーム¹⁸⁰の構築や生活困窮者自立支援制度を軸とした包括的な支援体制の整備を推進する。

貧困の連鎖を防ぐためのこどもの学習・生活支援や住まいと暮らしの安心を確保するための居住支援を始め、生活困窮者自立支援制度の機能を強化する。生活保護制度が役割を果たし続けるため、制度の理解促進と適切な運用確保、自立に向けた就労・就学支援、デジタル化を通じた適正受診・健康管理の推進や現場の業務負担軽減・体制確保など、必要な施策を推進する。生活扶助基準の次回見直しに向け、一般低所得世帯の消費データの充実・活用に取り組み、社会経済情勢等の動向を踏まえた必要な対応を検討する。

180 地域運営組織（RMO：Region Management Organization）を含む。

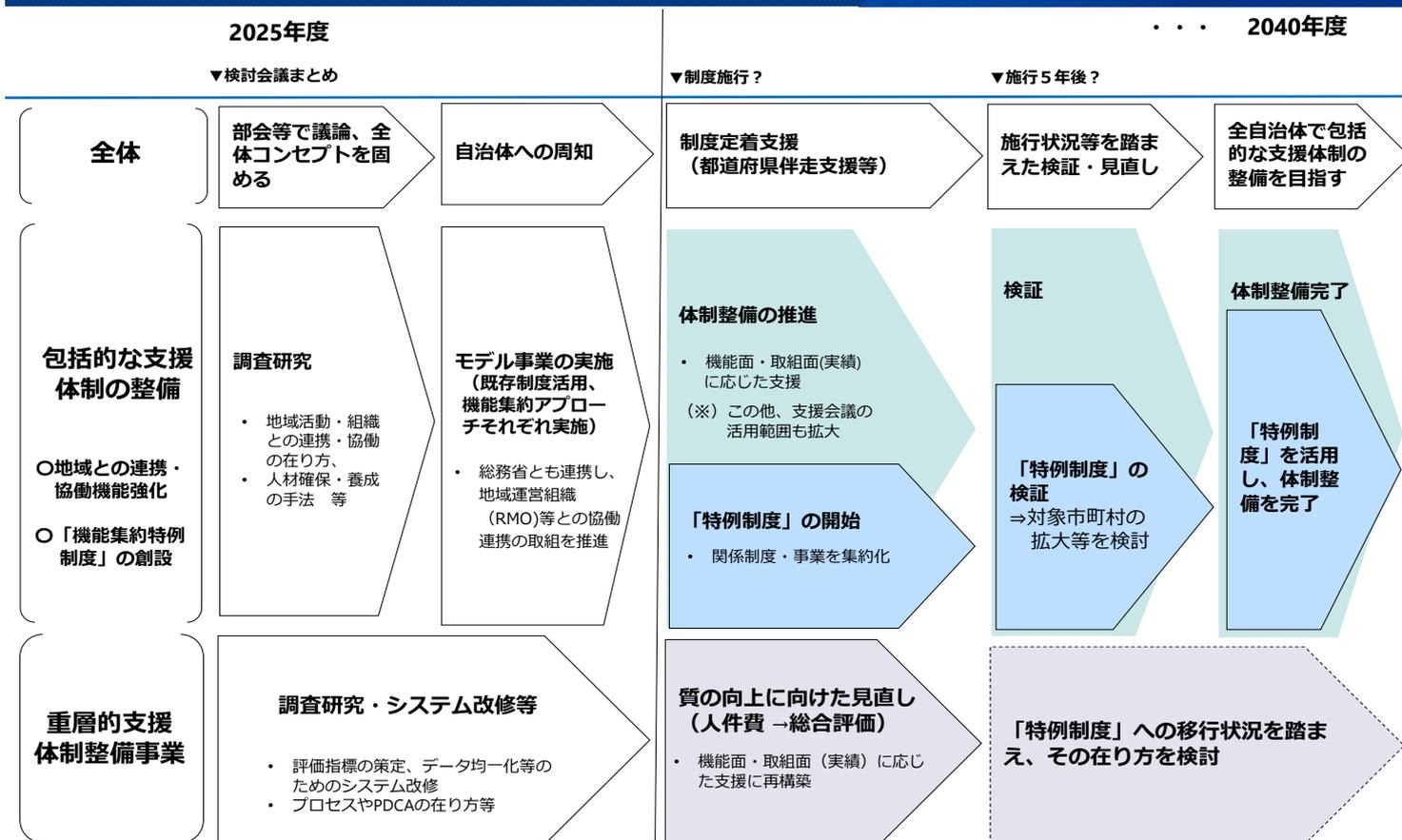
2040年に向けた地域共生社会の更なる展開の方針（イメージ）



重層的支援体制整備事業（106条の4）⇒ 包括的な支援体制（106条の3）を整備するためのツール

（注1）高齢・子ども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業などを活用しつつ、生活困窮を中心に、連携を強化。（地域の実情に応じて、地域包括ケアなどを中心に据えることも可能）
 （注2）高齢・子ども・障害・生活困窮分野の相談支援や地域づくり事業の配置基準を見直し、集約化（詳細な制度設計は今後調整）

2040年に向けた工程（ロードマップ）



包括的な支援体制整備のあり方の見直しに向けた、令和7年度社会福祉推進事業における対応

調査事項	調査内容	実施主体								
① 市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の質の向上に向け、目標、評価指標設定、プロセス、実施状況評価、見直し方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td> </tr> </table>	①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。	②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。	③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	三菱UFJリサーチ&コンサルティング
①	市町村職員を中心とした調査研究委員会の設置。									
②	市町村・都道府県に対する、包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。 重層的支援体制整備事業実施市町村に対する、同事業に係るプロセス・評価・見直し方法等の実態調査（アンケート・ヒアリング）。									
③	②の結果等を踏まえ、市町村での包括的な支援体制整備や重層的支援体制整備事業の実施に係るプロセス・評価・見直し方法等の検討、例示。重層的支援体制整備事業移行準備事業実施市町村等での検証。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									
② 地域住民主体の地域づくりに係る背景と福祉行政との連携体制の構築過程に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民主体の活動や、当該活動と専門性のある支援体制の連携・協働の促進に向け、事例収集・効果的な支援方法等について、以下のとおり、調査研究を行う。 <table border="1"> <tr> <td>①</td> <td>住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。</td> </tr> </table>	①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。	②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。	③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。	④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。	全国コミュニティライフサポートセンター（CLC） ※ 総務省、全世代型社会保障構築本部事務局と協働で実施
①	住民が主体的に開始した活動事例や、住民が主体的に行う活動と専門性のある支援体制との連携・協働事例の収集（全国10事例程度。過疎地域における事例又は過疎地域において活用できる事例等も含む）。									
②	①で収集した事例における活動実施者（住民）や支援を行った行政・団体に対し、活動目的、活動が行われるまでのプロセス、支援時期・内容、支援にあたっての課題・評価、効果的な支援の在り方等に係るヒアリング。									
③	②を踏まえ、地域活動が行われるまでのプロセスとそれに対する行政や地域活動を支援する団体等の役割（効果的な支援方法）、地域活動が行われたことによる地域住民等への効果のみを提示した事例集の作成。									
④	①～③による成果を報告書等にまとめ、市町村等に周知。									

評価の考え方（案）

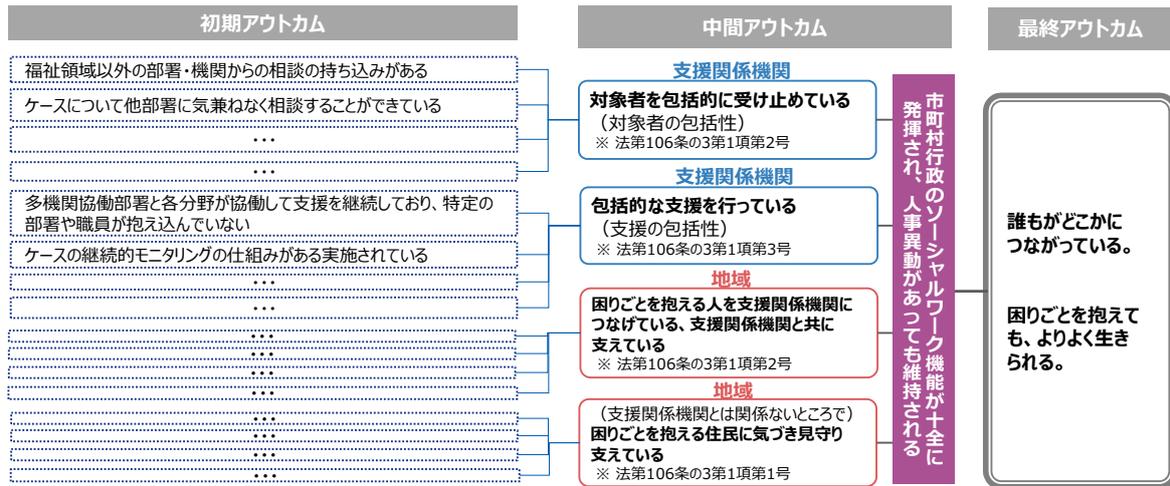
重層的支援体制整備事業／包括的な支援体制の整備に関するプロセス・評価方法の検討における前提条件

- 包括的な支援体制の整備は、社会福祉法において、市町村に対し努力義務が課されているが、市町村からは、整備にあたって踏むべきプロセスや、整備した体制を評価する方法がわからないといった声があがっている。今後市町村が包括的な支援体制の整備を推進する上で参考となる、**体制整備（包括的な支援体制の整備）・事業実施（重層的支援体制整備事業）のプロセスや評価方法等の例示**を行う必要がある。
- 「**重層的支援体制整備事業**」の評価について検討を行うため、「包括的な支援体制の整備」に係る評価の検討を合わせて行い、評価案の作成にあたっては、**市町村における実現可能性も考慮する必要がある**。評価手法としては、可能な限り定量評価を検討しつつ、数値化が難しいものは定性評価も検討する。
- 重層事業の実施による効果を把握するために、包括的な支援体制の整備にかかるロジックモデルを構築し、**初期アウトカムが重層事業の実施前後で変化したか（支援する側が変化したか、個々の制度の対応力が強化されたか等）**したかを問う。
- 重層的支援体制整備事業については、包括的な支援体制の整備を進めるにあたり、個々の制度での対応が難しい市町村が同体制の整備を進める上で、主に初期の段階で、同事業の交付金や支援会議等の仕組みにより人員体制を強化し、個々の制度の支援者の対応力の向上を図り、関係機関等の連携体制を整え、最終的には多機関協働事業者が介在しなくても個々の制度の関係機関間で対応できる範囲を拡大することを目指すことを明確化する。

評価の考え方（案）

○ 令和7年度社会福祉推進事業「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」においては、市町村における包括的な支援体制の整備に係るプロセス・評価の在り方について検討を行っている。

- 個々の制度の支援者側の縦割り（制度・事業・組織）により制度の隙間への対応が不十分、あるいは特定の部署・支援者がケースを抱えこみ世帯全体への支援が実現しないなどの問題が生じる場合があり、支援者の「支援のしづらさ」が指摘されている。重層的支援体制整備事業は、こうした支援のしづらさの解消・緩和に向けて、個々の制度の支援者の対応力の向上や支援関係機関の連携強化を図るためのものと位置付けられている。
- また既存制度・事業だけでは対象者の把握・支援が困難な中で継続的な伴走を実現するには、地域における人とひとのつながりが不可欠であり、地域住民の「気にかげ力」の醸成や専門職等との連携促進等、地域づくりも大きな課題となっている。
- これらの課題意識をもとに、対象者を包括的に受け止め・支援し、地域との協働によって対象者を支える地域づくりを進めることで、誰もがどこかにつながり、困りごとを抱えても、よりよく生きられる社会を構築していく。
- 現在、本事業の検討委員会では、上記の認識をもとにロジックモデルの検討（下図）に着手している。



地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ①

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、**地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めることとされている。**
- 同法第6条第3項において、国及び都道府県は、市町村における包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならないとされていること、社会保障審議会福祉部会報告書等において、全ての市町村において、「包括的な支援体制の整備」を推進していくという大きな方向性が示されたこと等を踏まえ、地域の実情を踏まえた方策・選択の下で、包括的な支援体制の整備を促進することができるよう、以下の事業を新設／事業内容の拡充を行う。

（1） 包括的な支援体制の整備に向けた支援（8.3億円（令和8年度予算案：4.8億円、令和7年度補正：3.5億円））

事業名	事業概要	実施主体	補助率
新 機能集約化アプローチによる包括的な支援体制整備モデル事業 (8年度当初：1.6億円)	○ 小規模市町村等における新たな包括的な支援体制の整備に係る仕組みを創設するにあたり、機能集約型の相談支援・地域づくりの具体的な方法を検証するため、市町村が都道府県等と連携し、実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 地域における互助機能強化のための地域との連携・協働モデル事業 (7年度補正：3.0億円)	○ 地域住民による地域活動の中で生活課題が福祉的に解決されている事例や、地域住民主体の組織等との連携体制の構築、住民の身近な環境で相談等を行うことができる体制整備の事例や調査研究の結果などを参考にしつつ、地域との連携・協働した包括的な支援体制の整備の在り方につき、市町村が実証を行う。	市町村	国：3/4 市町村：1/4
新 上記2事業によるモデル構築支援事業 (7年度補正：0.5億円、8年度当初：0.5億円)	○ 上記2事業を実施する市町村に対して伴走的支援等を行いモデル構築を支援するとともに、小規模市町村等における新たな仕組みの制度化に向けた検証や、地域と連携・協働した包括的な支援体制の整備の手法に係る検証等を行う。	国	(委託費)
拡充 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業 (8年度当初：2.0億円)	○ 社会福祉法第6条第2項等に基づき、包括的な支援体制の整備に関連する施策に係る庁内・庁外連携を行うとともに、管内市町村の包括的な支援体制の整備にあたっての課題等に応じた支援を行う。 ⇒ 管内市町村に伴走的支援を行う等の場合、補助基準額を引き上げる。	都道府県	国：3/4 都道府県：1/4
拡充 都道府県・市町村に対する、包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修・研究事業 (8年度当初：0.7億円)	○ 地域住民を含めた関係者とともに包括的な支援体制の整備方針等を検討し、これに向けて関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援等を行うことができる人材等を育成する。 ○ 都道府県と共同で伴走的支援を行い、今後全都道府県が主体となって支援を実施できるよう、必要な方策を整理し、支援にあたってのノウハウを得る。	国	(委託費)

地域共生社会（包括的な支援体制の整備）関連予算 ②

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
- ⇒ ① 介護・障害・子ども・生活困窮などの既存の相談支援事業・地域づくり事業を一体的に実施することに加え、② 既存制度のみでは直ちに対応が難しい支援ニーズへの対応力を向上させるための多機関協働事業等を実施する。
- ⇒ 主に体制整備初期段階で活用し、既存制度・機関の支援者の対応力強化と既存制度・機関間の連携強化を図り、包括的な支援体制の整備を促進することを目的とする。
- ⇒ 令和8年度要求においては、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等に要する費用について、交付割合等の見直しを実施。

(2) 重層的支援体制整備事業（令和8年度予算案：844億円）

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センターの運営（介護分野） ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・ 利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野） 	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・ 地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業（生活困窮分野） 	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
改 多機関協働事業等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下の事業に必要な経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業 	市町村	国：1/2 ^(※) 都道府県：1/4 市町村：1/4

① 交付割合の見直し

- ・ 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村、財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区の交付割合は、国1/3、都道府県1/3、市町村1/3とする。
- （※）財政力指数が1を超える市町村（同事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区が、同事業の開始から5年が経過した際の交付割合は、国4分の1、都道府県3分の1とする。

② 交付基準額の見直し

- ・ 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村を取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直す。

2 生活困窮者自立支援制度関連

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

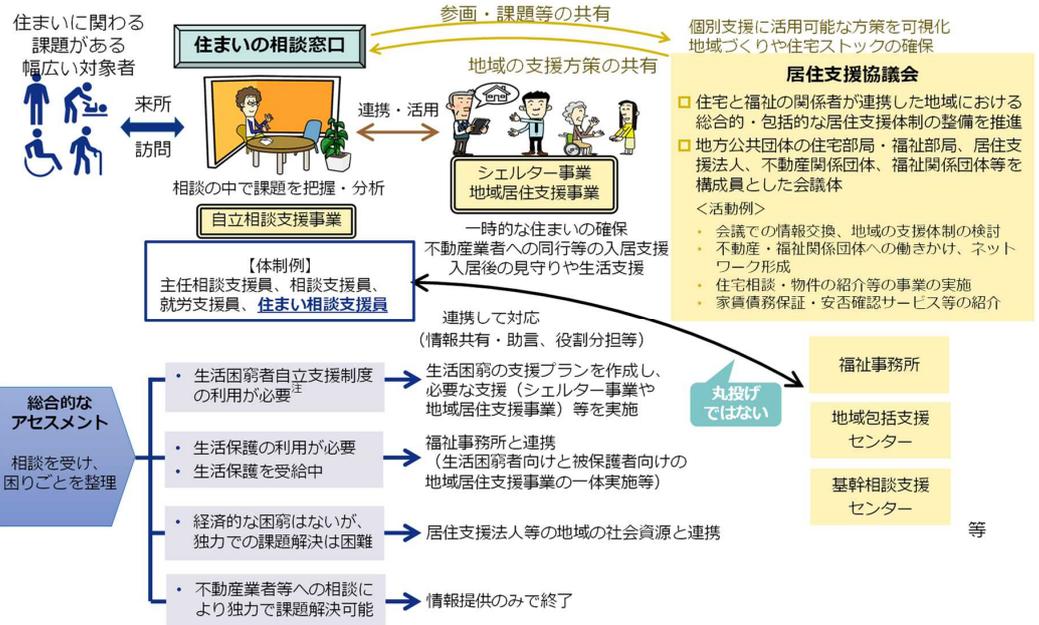
1 事業の目的

令和7年4月施行の改正生活困窮者自立支援法を踏まえ、各市町村等において、住まいに関する総合的な相談対応や、入居前から入居後までの一貫した支援を行うことができる体制整備を推進する。

2 事業の概要

- ・ 住まい相談支援員を配置する自立相談支援機関の拡大に伴う、支援員配置時の加算の拡充

4 事業のイメージ



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体906自治体）
- 負担割合：国 3 / 4 都道府県・市・区等 1 / 4

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和7年度補正予算 36億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線 2879)

① 施策の目的

生活困窮者の増加に伴う対応や、特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化のため、自治体とNPO等の民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図る。

② 対策の柱との関係

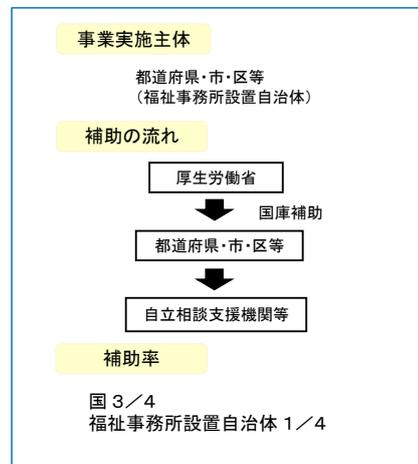
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

各自治体の生活困窮者自立支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化等を行う。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化
 - ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化
 - ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）
 - ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
 - ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
3. 家計改善支援の質の向上に関する取組
4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生活に困窮する者等に対する自立支援を促進する。

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額0.6億円

1 事業の目的

- 「新たな就職氷河期世代等支援プログラムの基本的な枠組み」(令和7年6月3日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定)において、①生活困窮者自立支援法に基づく「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)のあっせんを行う自立相談支援機関において、生活困窮者に対する相談支援の強化を検討すること、②自立相談支援機関の支援員に対する研修等を行い、認定事業所と支援対象者との積極的なマッチングを促すことが示された。
- これを踏まえ、既存の事業や研修の中で、認定就労訓練事業に関する取組を拡充する。

2 事業概要・イメージ

既存事業の拡充 ①自治体・支援員向けコンサルティング実施事業の強化
・コンサルティングテーマに「認定就労訓練事業・企業連携」を追加し、自治体や支援員向けの個別支援を強化する。

既存事業の拡充 ②研修等における自治体・支援員・事業所向けの取組
・生活困窮者自立支援全国研究交流大会において、「認定就労訓練事業事例分科会」を新規設置
・ステップアップ研修にて認定就労訓練事業のマッチング強化の推進研修を実施

(参考) 令和7年度補正予算

【施策の内容】

- I 普及・周知の取り組み
 - ・認定就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
 - ・認定マークの作成
- II 利用促進に向けた交通費補助の取組
 - ・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

【実施主体】

- I 国(民間団体へ委託)
- II 福祉事務所設置自治体

3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

令和7年度補正予算 55百万円

施策名：就職氷河期世代等に向けた認定就労訓練の普及促進事業

① 施策の目的

生活困窮者自立支援制度の「認定就労訓練事業」(いわゆる「中間的就労」)の普及・促進に取り組み、事業を活性化させることで、就職氷河期世代等のうち、特に就労に向けて手厚い支援を必要とする方への支援を強化する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

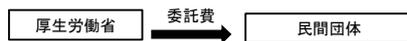
認定就労訓練事業のパンフレットを作成し、事業関係者(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)に対して周知する。また、就労準備支援事業利用者が引き続き認定就労訓練事業を利用できるように利用者に対する交通費を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

①普及・周知の取り組み

・認定就労訓練事業のパンフレット(対事業者向け、対利用者向け、対関係者向け)を作成し、周知を図る。
・認定マークの作成

実施主体：国(委託費)



②利用促進に向けた交通費補助の取組

・就労準備支援事業利用者が認定就労訓練事業に取り組むための交通費支給を拡充する。

実施主体：
福祉事務所設置自治体



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就職氷河期世代等の就労準備支援事業利用者が、より多く一般就労に移行することができる。

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和7年度補正予算額:2.3億円(子どもの学習・生活支援の緊急強化事業)

1 事業の目的

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮者自立支援法に基づき、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援(生活支援)、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施しているが、物価上昇が本事業の実施の抑制を招くことがないよう、基本基準額を見直しする。

2 事業の概要・スキーム

学習支援
(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等)等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等の親への養育支援を通じた家庭全体への支援等



教育・就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
 - ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
 - ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言等



(見直し内容)

○昨今の賃金上昇等を踏まえた、基本基準額の引き上げ

(参考) 令和7年度補正予算

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。このため、困窮世帯の子どもの支援する取組をモデル的に実施する。

【施策の内容】

- I 子どもの学習・生活支援事業の拡充(体験活動に関する加算の創設、軽食の提供に関する補助、事業の立ち上げ支援)
- II 高校生世代に対する学習支援の充実

【実施主体】

- I 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体)
- II 都道府県、国(民間団体へ委託)

3 実施主体等

実施主体:都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体906自治体)、補助率:国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
実施自治体数(令和6年度):602自治体

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2874)

施策名:子どもの学習・生活支援の緊急強化事業

令和7年度補正予算 2.3億円

① 施策の目的

物価高騰等の影響が依然として続き、困窮世帯の子どもの体験格差や進学格差の問題がより深刻化する中で、それらを解消するための取組を喫緊に実施する。
このため、困窮世帯の子どもの支援する取組をモデル的に実施する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

子どもの体験格差を解消する等のために、子どもの学習・生活支援事業の内容を拡充するとともに、事業の全国的な実施に向けた環境整備として、未実施自治体の立ち上げを支援する。

また、家庭の状況や住んでいる地域にかかわらず、困窮世帯の子どもが大学等の高等教育機関に進学する機会を得ることができるよう、市町村の取組が弱い高校生世代に対する学習支援(進路に関する相談や情報提供を含む)を都道府県が実施するとともに、国から民間団体へ委託して支援を重層化する。

④ 施策のスキーム図、実施要件
(対象、補助率等)等

【施策の内容】

- I 子どもの学習・生活支援事業の拡充
 - 体験活動に関する加算の創設
 - 軽食の提供に関する補助
 - 事業の立ち上げ支援(事業実施初年度の補助率を2/3に引き上げる)
- II 高校生世代に対する学習支援の充実

【実施主体】

- I 都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体) 補助率:国 1/2 都道府県・市・区等 1/2
- II 都道府県(補助率:国1/2、都道府県1/2)、国(民間団体へ委託)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

子どもの貧困の連鎖を防止する。

令和8年度当初予算案 生活困窮者自立支援関係予算 827億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数拡大に伴う加算対象自治体の増加への対応を行う。

2 事業の概要・スキーム

① 就労準備支援事業及び家計改善支援事業において、特定被保護者の利用件数が増加することに伴い、プラン作成件数が標準支援件数を超えた場合、基本基準額に一定の額を加算する(支援実績加算)措置の対象自治体の増加への対応

【就労準備支援事業】

- ア 算定基準 … 就労準備支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
- イ 加算額の算定方法

算定方法	
超過件数	1件につき、700千円を基本基準額に加算

【家計改善支援事業】

- ア 算定基準 … 家計相談支援事業のプラン作成件数が標準支援件数を超える
- イ 加算額の算定方法

算定方法	
超過件数	1件につき、140千円を基本基準額に加算

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市・区等(福祉事務所設置自治体906自治体) ○負担割合：国2/3、都道府県・市・区等1/3
- 実施自治体数(令和6年度)：就労準備支援事業：731自治体 家計改善支援事業：756自治体

【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業の未実施自治体への導入支援事業

令和7年度補正予算 1.3億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

① 施策の目的

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の全国的な実施に向けて、現在事業を実施していない市等の生活困窮者に対して、都道府県が主体となって各事業を時限的に実施することで、事業の空白区をなくし、全国的な事業実施を目指す。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

都道府県による未実施自治体での就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業の広域的実施

- 就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業が未実施の市等の生活困窮者に対して、都道府県が実施主体となって広域的な支援を実施する。

(取組内容)

- ・都道府県による広域的な就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業として、専門の支援員を配置し、事業未実施の市等の支援対象者への訪問支援や、企業等とのマッチング支援、合同相談会の開催、周知・広報等の支援を実施する。

→本事業で支援を受けた未実施自治体は、原則翌年度には、当該事業を自身で実施する。

- ・自治体コンサルティング事業を合わせて活用することで、本事業の効果を高める。

- 実施主体等 (補助率10/10)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

未実施自治体を実施することにより、全国で支援が行われることとなり、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。

施策名: 生活困窮者総合型就労支援モデル構築のための調査研究事業

① 施策の目的

生活困窮者の個別のニーズに合わせた、より効果的・効率的な就労支援を行うため、自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業を一体的に実施し、一貫した就労支援を行うスキームの構築を図る。

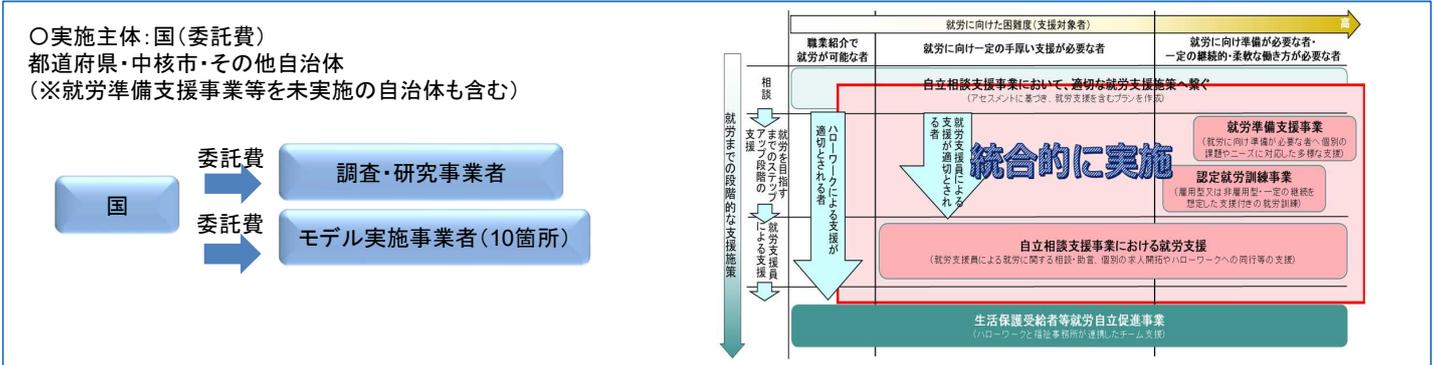
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

就労支援に関する3事業(自立相談支援事業による就労支援・就労準備支援事業・認定就労訓練事業)を一体的に行う「総合型就労支援事業」を試行実施し、これまでモデル的に実施していた企業支援や定着支援も組み込むことにより、一貫した就労支援を行い、その効果を検証する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

就労支援の効率的・効果的な取り組みが行われることにより、生活困窮者の早期の経済的自立や社会生活自立が図られる。支援効果を検証し、今後の議論に資する報告書の作成、次期制度改正に向けた知見を蓄積する。

3 成年後見制度の利用促進等関連

成年後見制度の利用促進に向けたポータルサイトの運営（厚生労働省）

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。

成年後見制度利用促進ポータルサイト「成年後見はわかり」 URL : <https://guardianship.mhlw.go.jp/>

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、厚労省ホームページ「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修等の資料、講義動画をアップ。

成年後見制度・成年後見登記制度の利用促進に向けたパンフレット、任意後見制度の利用促進に向けたリーフレット等（法務省民事局作成）

- 任意後見制度の利用促進に向けた周知・広報等に関する取組について、地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを含めた周知を行う。



成年後見制度・成年後見登記制度広報用パンフレット



任意後見制度広報用リーフレット

※法務省ホームページより、掲載のパンフレットやリーフレット等がダウンロードできます。自治体ホームページへ下記URLをリンクする等により、「任意後見制度の周知・広報」の取り組みを進めてください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji95.html>

成年後見制度利用促進関係予算（令和8年度予算案）

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ○成年後見制度利用促進体制整備推進事業 5.4億円（7.0億円） ※令和7年度補正予算 2.4億円 ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ○互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 0.8億円（0.9億円） ※令和7年度補正予算 0.4億円 ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.5億円（0.5億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円（1.0億円）	—	—
新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備		○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円（23百万円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）86億円（97億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,807億円（1,800億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金505億円（502億円）の内数）
日常生活自立支援事業・身寄りのない高齢者等の支援		○日常生活自立支援事業 38億円（38億円） ○身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業 ※令和7年度補正予算 7.1億円	—	—

※（ ）内は、前年度当初予算額

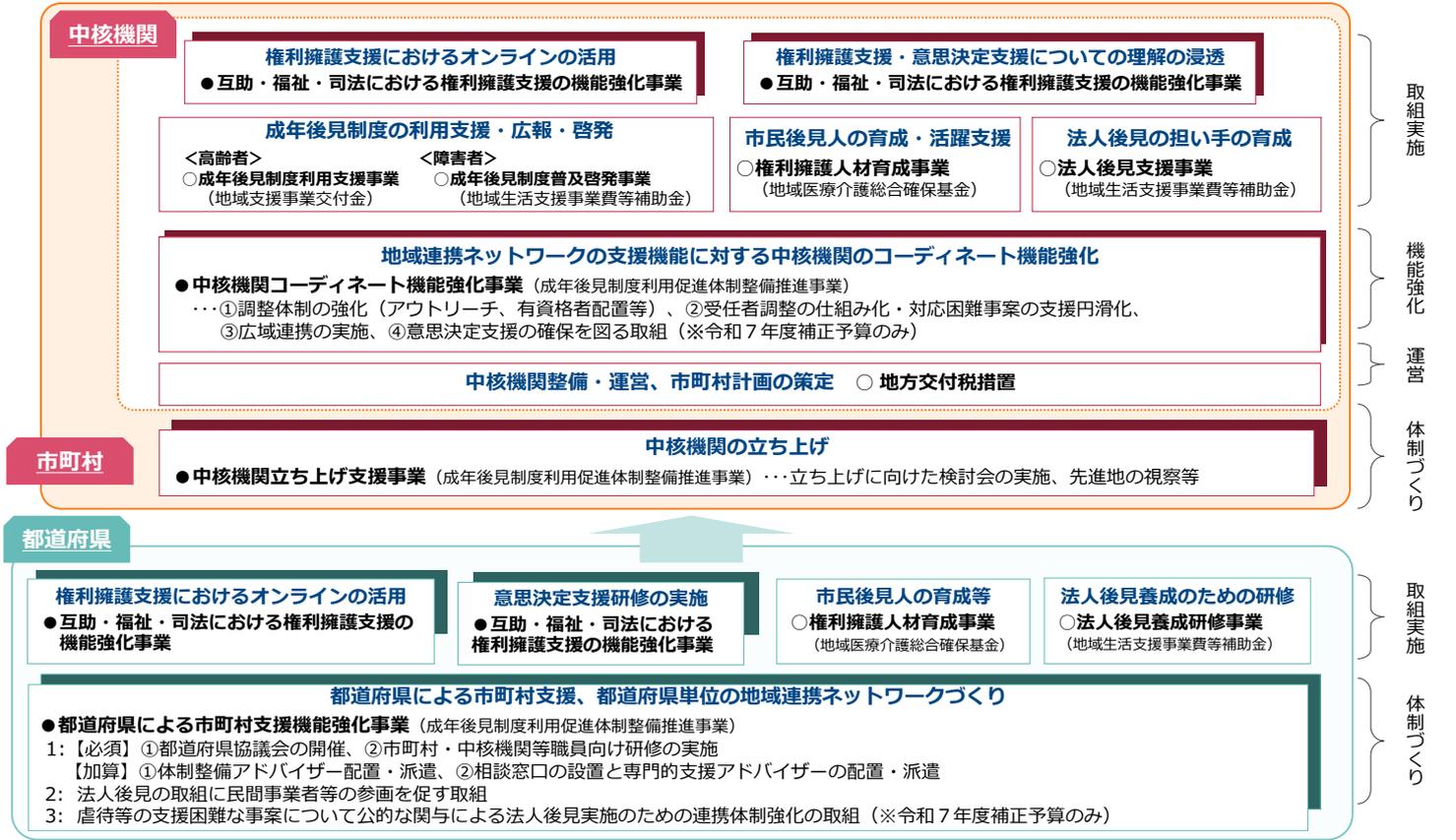
成年後見制度利用促進関係予算（令和8年度予算概算要求）

参考

		社会・援護局	老健局	障害保健福祉部
市町村計画の策定		○市町村計画策定費の地方交付税措置	—	—
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進		○市町村における中核機関整備・運営費の地方交付税措置 ●成年後見制度利用促進体制整備推進事業 9.6億円（7.0億円） ・都道府県による市町村支援機能強化、中核機関のコーディネート機能強化等 ●互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業 1.4億円（0.9億円） ・都道府県による意思決定支援研修等、成年後見制度と既存の権利擁護支援策等との連携強化など ○成年後見制度利用促進体制整備研修事業 0.5億円（0.5億円） ○任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化事業 1.0億円（1.0億円）	—	—
新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備		○成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等事業 23百万円（23百万円）	—	—
担い手の確保・育成	市民後見人の育成（養成研修等）	—	○権利擁護人材育成事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円（97億円）の内数）	—
	法人後見の支援（研修、専門職との連携体制整備等）	—	—	○法人後見支援事業・法人後見養成研修事業（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
成年後見制度利用（申立費用、後見等報酬）の助成		—	○成年後見制度利用支援事業（高齢者）（地域支援事業交付金1,908億円（1,800億円）の内数）	○成年後見制度利用支援事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
成年後見制度の広報・啓発		—	—	○成年後見制度普及啓発事業（障害者）（地域生活支援事業費等補助金530億円（502億円）の内数）
日常生活自立支援事業		●日常生活自立支援事業及び身寄りのない高齢者等の課題に対応するための取組 46億円（38億円）	—	—

※ ●は、拡充。（ ）内は、前年度当初予算額

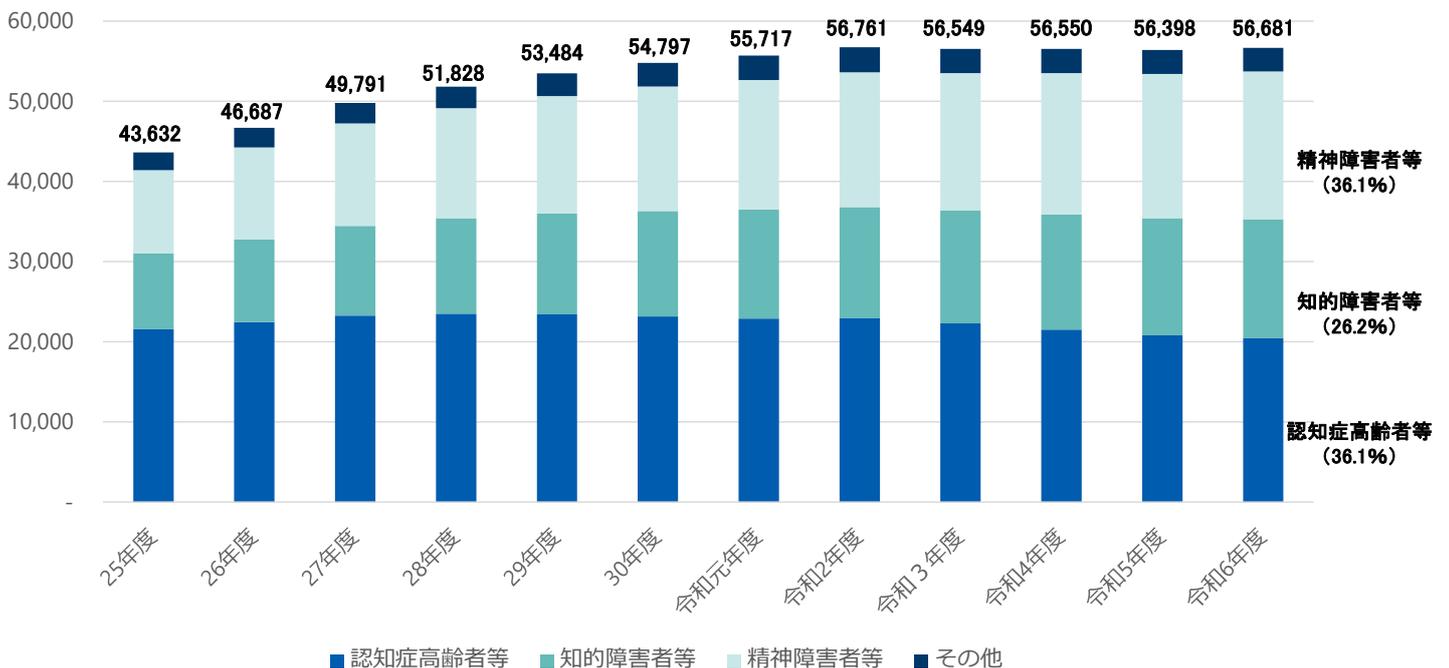
中核機関の整備や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用できる財源のイメージ（令和8年度当初予算案）



令和7年9月8日
社会保障審議会福祉部会資料2 (抜粋)

日常生活自立支援事業の実利用者数の推移

○ 日自事業の実利用者数は、近年5万6千人程度で横ばいとなっている。

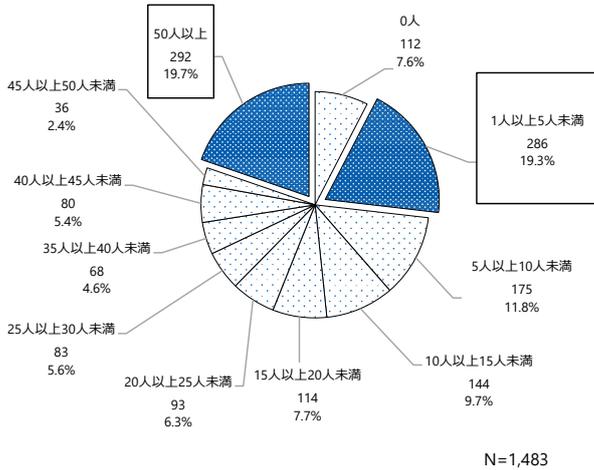


令和6年度日常生活自立支援事業実施状況調査(全社協)

日常生活自立支援事業の実施体制について① 【契約者数、待機者数】

- 日自事業の契約者数は、50人以上（19.7%）が最も多く、次いで1人以上5人未満（19.3%）となっている。
- 1割強の社協が日自事業の待機者（※待機者の定義は以下①②のとおり）が存在すると回答している。

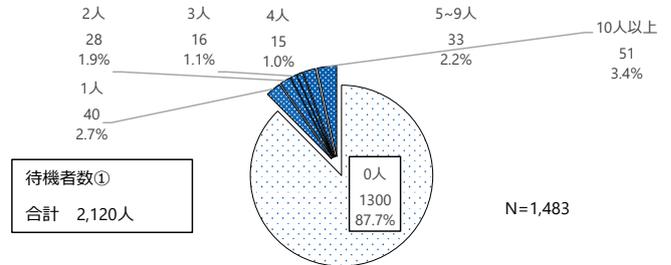
契約者数別社会福祉協議会数（令和6年7月時点）



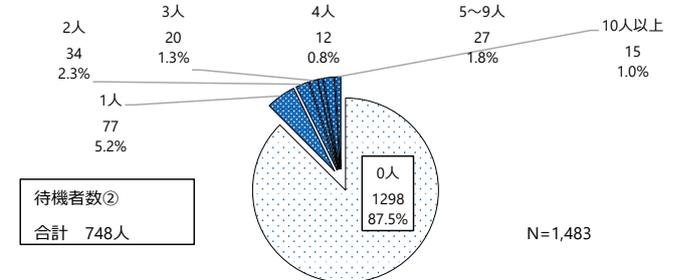
令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協)

待機者数(令和6年11月1日時点)

①利用希望の相談を受けているが、社協の都合により、利用希望の相談を受けてから1か月以上初回面接に至っていないケース（社協ごとの集計）



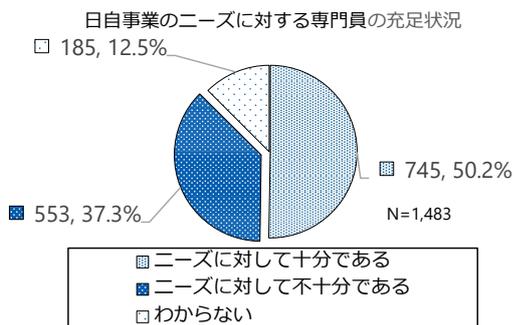
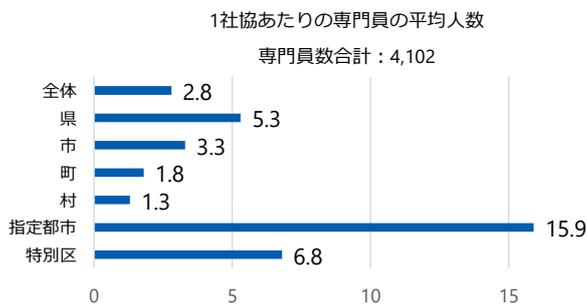
②初回面接を行ったが、社協の都合により、初回面接を行ってから2か月以上契約に至っていないケース（社協ごとの集計）



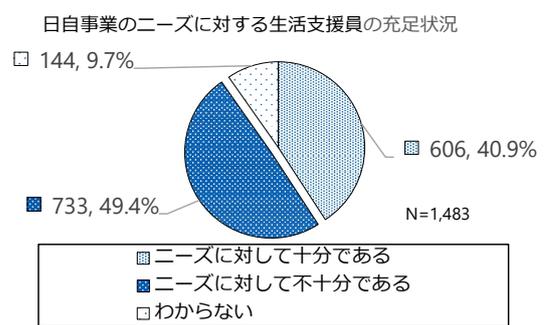
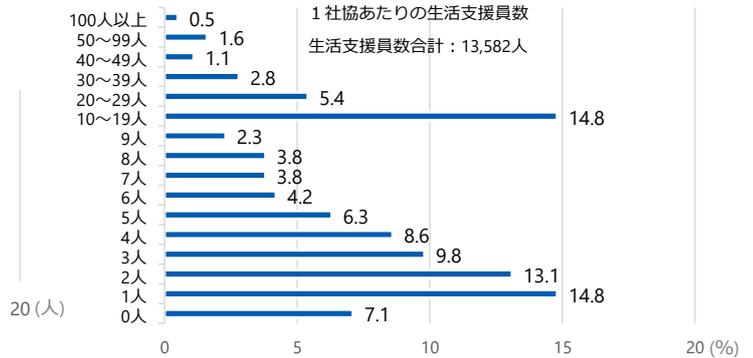
日常生活自立支援事業の実施体制について② 【専門員数、生活支援員数】

- 専門員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は37.3%となっている。
- 生活支援員の充足状況について、日自事業のニーズに対して不十分と回答した社協は49.4%となっている。

専門員



生活支援員



令和6年度日常生活自立支援事業利用状況調査(全社協)

日常生活自立支援事業の適正な実施について

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報について

1. 基本的な考え方

日常生活自立支援事業に係る不適正疑い事案の第一報は、早期の情報共有により、厚生労働省、都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」という。）、都道府県・指定都市社会福祉協議会（以下、「都道府県等社協」という。）及び市町村社会福祉協議会などの事業の一部受託者（以下、「市町村社協等」という。）が、それぞれの役割分担の下で適切な対応を行うために実施するものである。

2 第一報に関する各主体の対応

(1) 市町村社協等

利用者の金銭等の管理について、不適正な処理等の疑いがある事案(事故や故意・過失、事件性などを問わない)が発覚した際は、報告様式の「1」の内容を参考に、事案の状況について速やかに確認する。その結果、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「1」を記入し、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

(2) 都道府県等社協

市町村社協等から、上記(1)について報告があった場合は、現地調査を含めた初期調査を行う。

調査の結果、使途不明金の判明など、不適正な処理等の疑いが解消されない場合(対象となる利用者数、使途不明金等の概算額及び不適正処理等に関与した可能性のある職員などが把握できていない場合も含む)は、都道府県等社協に対して直ちに電話等で連絡するとともに、報告様式の「2」を追記し市町村社協等が記入した「1」と併せて、都道府県等社協に対して速やかに報告する。

なお、同報告の後、必要に応じて第三者の法律職などを加えて、事実関係等を詳細に把握するための調査や、再発防止対策の検討を行う。

(3) 都道府県等

都道府県等社協から、上記(2)について報告があった場合は、その写し若しくは電子データを、原則受領日の翌日までに、厚生労働省成後見制度利用促進室宛に送達する。併せて、都道府県等社協に対し、追加調査の実施など事案の対処や、今後講ずべき再発防止対策について助言等を行う。

(4) 厚生労働省

必要に応じて、全国社会福祉協議会と連携・協力の下、事案の対処についての助言等を行う。

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成後見制度利用促進室 令和4年8月8日 事務連絡

過去に発生した不祥事の例(日常生活自立支援事業)



社会福祉法人 全国社会福祉協議会作成資料

・通帳と印鑑を社協から持ち出し、本人に無断で不正な払戻しを行っていた。

- ✓ 通帳と印鑑を持ち出す際の複数確認が形骸化していた。
- ✓ 担当の生活支援員を置かず、専門員が直接支援していた。
- ✓ 援助実績(記録)が無い利用者の通帳についてチェックされていなかった。

・利用者本人に渡すべき日常生活費の一部を着服した。

- ✓ 受領書に本人のサインが無かった。サインが無いことを上司が確認していなかった。

・現金で預かっていた本事業の利用料を着服した。

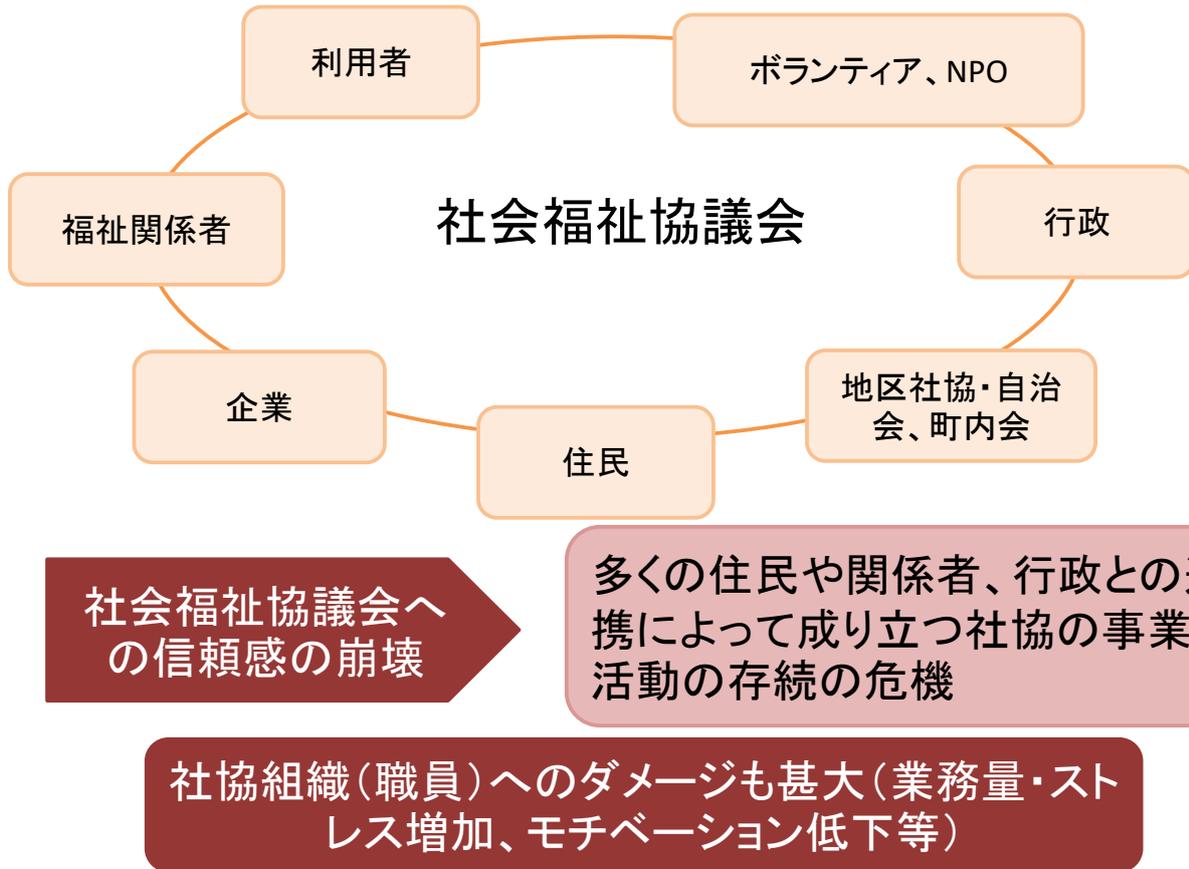
- ✓ 利用料の請求・徴収管理が適切に行われていなかった。援助実績と突合していなかった。

・現金で払い戻したグループホーム利用料を紛失し、その穴埋めのために再度通帳から引き出して支払いにあてた。

- ✓ 上司のチェックを受けずに通帳と印鑑を持ち出していた。
- ✓ 援助実施票による援助状況の確認が組織的に行われていなかった。

・架空の名目で繰り返し現金を払い戻して着服した。

- ✓ 請求書や領収書、受領書の確認、通帳残高との照合が十分なされていなかった。
- ✓ 1回ごとの援助記録のチェックのみだったため繰り返し不自然な払戻しがあることを見逃した。



「日常生活自立支援事業における不正防止のポイント」

◆検討の経緯

- ・毎年のように本事業に関する不祥事が発生。
- ・複数年にわたって不正が見逃されていたケースも含まれている。

令和2年6月 全社協地域福祉推進委員会 今後の権利擁護体制あり方検討委員会

- ・会計業務全体について「10のチェックポイント」による全国一斉点検を実施。
- ⇒結果をもとに都道府県・指定都市社協による個別の指導や支援。
- ・過去の不祥事の発生要因
- ⇒記録やチェックに関するルールが守られず、内部けん制が働かない状態の中で不正行為が発生している。

市区町村によって取り組みの差が大きい。

専門員の業務負担が大きい。件数多くてチェックが追い付かない。

チェックポイントの意味や必要性が十分理解されているか？

(適切でない)ローカルルールが見受けられる。

専門員だけではなく、実施社協の事務局長や管理者に不正防止の重要性や取り組みのポイントを理解していただくことが重要

各社協における業務管理の現状や課題、過去に発生した不祥事の要因等について検討し、改めて不正防止のポイントを整理

不正防止の基本

日々の支援内容や通帳・印鑑、現金の取り扱い、書類等の保管状況等について、
必ず複数の人がチェックする

担当以外の人には事業のことや利用者について全然わかっていなかった・・・

長く担当してきた専門員に任せきりだった・・・

過去の不祥事に
共通した特徴

適正手続きの
明確化

複数チェック

記録の徹底

内部けん制とは
一つの業務に複数の人を関与
させることによって、
相互に行為をチェックさせる仕
組み

不適正事案が発生した場合の対応

市町村社協等が不適正事案を把握した場合には、速やかに都道府県・指定都市社協に報告。都道府県・指定都市社協から都道府県・指定都市行政に第1報を入れるとともに全社協に対しても情報提供。

事実調査

- ・徹底した事実調査が対応のスタート
- ・都道府県・指定都市社協は実施主体として事実調査を主導する。
- ・見えている被害だけではなく、「他にも同様のことがないか」を調査する。

原因究明

- ・表面的な原因だけを見て個人の問題に帰するのではなく、組織の構造的な問題まで掘り下げて原因を究明する。

再発防止策

- ・根本的な原因を踏まえた再発防止策を講じる。
- ・効果とともに実効性に留意する。
- ・策定して終わりではなく、実際に機能させ、評価して見直すことが必要。

情報開示、説明

- ・把握した段階から適時・適切に情報開示する。
- ・問題を小さく見せようとしたり、公表を遅らせること自体が批判の対象となり不信感を招く。

4 ひきこもり支援関連

令和7年度ひきこもり支援推進事業実施自治体（生活困窮者自立支援事業補助金）

都道府県・政令市除く
黄色の網掛けは中核市
赤字はR7新規自治体

ひきこもり地域支援センター 47自治体				ステーション事業 129自治体				サポート事業 164自治体																		
北海道	石狩市	神奈川県	鎌倉市	北海道	釧路市	山梨県	富士川町	みなべ町	北海道	稚内市	飯能市	山梨県	山梨市	市川町	岩手県	幕別町	新潟県	柏崎市	北海道	江別市	本庄市	山梨県	北杜市	兵庫県	福崎町	
岩手県	北上市	新潟県	富山市	青森県	津別町	長野県	安曇野市	日高川町	青森県	江別市	春日部市	山梨県	茅野市	福崎町	秋田県	北上市	富山県	富山市	白浜町	青森県	紋別市	春日部市	山梨県	茅野市	神河町	
秋田県	横手市	静岡県	掛川市	青森県	三沢市	岐阜県	恵那市	上富田町	岩手県	増毛町	上尾市	山梨県	塩尻市	佐用町	栃木県	鹿沼市	岐阜県	岐阜市	上富田町	岩手県	陸奥市	上尾市	山梨県	御代田町	奈良県	天理市
栃木県	鹿沼市	岐阜県	岐阜市	宮城県	岩沼市	静岡県	藤枝市	那智勝浦町	群馬県	安中市	久喜市	山梨県	飯島町	御所市	群馬県	安中市	愛知県	東海市	那智勝浦町	群馬県	入間市	志木市	山梨県	山形村	和歌山県	湯浅町
群馬県	安中市	愛知県	豊明市	秋田県	大館市	愛知県	稲沢市	古座川町	群馬県	千代田区	川越市	山梨県	白馬村	有田川町	群馬県	新田町	三重県	東海市	大館市	群馬県	奥州市	久喜市	山梨県	白馬村	和歌山県	伯耆町
東京都	千代田区	愛知県	みよし市	山形県	米沢市	愛知県	東郷町	串本町	東京都	新宿区	川越市	山梨県	長野市	鳥取県	文京区	三重県	伊勢市	山形県	鶴岡市	和歌山県	宇都宮市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	伯耆町
東京都	台東区	三重県	伊勢市	山形県	長井市	三重県	伊賀市	和歌山県	東京都	台東区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	台東区	伊勢市	松阪市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	墨田区	三重県	松阪市	福島県	南陽市	滋賀県	湖南市	益田市	東京都	目黒区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	墨田区	松阪市	鳥羽市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	目黒区	三重県	鳥羽市	福島県	庄内町	京都府	宇治市	大田市	東京都	世田谷区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	目黒区	鳥羽市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	中野区	兵庫県	赤穂市	茨城県	会津若松市	大阪府	岸和田市	奥出雲町	東京都	中野区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	杉並区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	板橋区	兵庫県	尼崎市	茨城県	白河市	京都府	京田辺市	益田市	東京都	板橋区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	足立区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	足立区	兵庫県	明石市	茨城県	喜多方市	大阪府	岸和田市	大田市	東京都	足立区	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	江戸川区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	江戸川区	兵庫県	西宮市	栃木県	いわき市	大阪府	豊中市	津和野町	東京都	武蔵野市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	板橋区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	武蔵野市	奈良県	生駒市	栃木県	水戸市	大阪府	枚方市	松江市	東京都	武蔵野市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	足立区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	調布市	岡山県	総社市	群馬県	取手市	大阪府	豊中市	津和野町	東京都	調布市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	江戸川区	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	日野市	福岡県	高梁市	千葉県	水戸市	大阪府	枚方市	松江市	東京都	日野市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	西東京市	福岡県	八女市	千葉県	小山市	岡山県	洲本市	瀬戸内市	東京都	西東京市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	さくら市	兵庫県	豊田市	倉敷市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	秩父市	兵庫県	川西市	うきは市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	和光市	兵庫県	丹波市	尾道市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	越谷市	兵庫県	朝来市	府中市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	習志野市	兵庫県	淡路市	庄原市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	浦安市	兵庫県	太子町	東広島市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	品川区	兵庫県	香美町	廿日市市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	荒川区	兵庫県	姫路市	海田町	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	国立市	奈良県	奈良市	宇都宮市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	東大和市	奈良県	奈良市	宇都宮市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	多摩市	山口県	海田市	山口市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	稲城市	山口県	橋本市	秋市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	有田市	山口県	有田市	周南市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	大島町	山口県	御坊市	山陽小野田市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	小田原市	福岡県	田辺市	うきは市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	大和市	長崎県	新宮市	五島市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	座間市	和歌山県	紀の川市	佐世保市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	綾瀬市	熊本県	岩出市	合志市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	長岡市	大分県	紀美野町	中津市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	新発田市	宮崎県	かつらぎ町	中津市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	小松市	宮崎県	九度山町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	能美市	宮崎県	高野町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	中能登町	宮崎県	広川町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	鯖江市	宮崎県	美浜町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	越前市	宮崎県	日高町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	坂井市	宮崎県	由良町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	池田町	宮崎県	印南町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市
東京都	八王子市	福岡県	八女市	東京都	池田町	宮崎県	印南町	宮崎市	東京都	八王子市	和歌山県	和歌山市	鳥取県	鳥取市	武蔵野市	赤穂市	いなべ市	山形県	長井市	三重県	和歌山市	久喜市	山梨県	長野市	鳥取県	鳥取市

令和7年度 都道府県による
立ち上げ支援事業実施自治体
東京都（7自治体）
鳥根県（1自治体）
熊本県（2自治体）
※リストに含まれている



埼玉県秩父市の取組 1

秩父地域1市4町におけるひきこもりステーション事業の実施までの経過について



【埼玉県秩父市】（令和6年4月1日現在）

人口 57,806人 世帯数 26,117世帯

面積 577.83㎡

【秩父地域1市4町】（令和6年4月1日現在）

人口 91,167人 世帯数 40,817世帯

面積 892.62㎡

面積は埼玉県の約23.5%を占めるが、人口は約1.2%しかいない。

令和4年度

令和4年12月議会においてひきこもり支援について一般質問があった一般質問を契機に社会福祉課に所管替え（それ以前は保健センターが所管）ボランティアでひきこもり支援を実施していた認定NPO法人森のECHICAに本格的なひきこもり支援の実施を打診した結果、秩父市から業務委託されれば支援を行うことへの確約を得た
その際に、森のECHICAから秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の共同での事業実施の依頼*1
秩父地域1市4町では定住自立圏構想で保健医療、福祉分野等において共同で各種の事業を実施していたため、ひきこもり支援についても**定住自立圏構想の事業として実施することを秩父市から4町に提案**→了承
秩父市においては令和5年3月にひきこもり支援プラットフォームを設置
一次相談窓口を保健センターと定めた

*1 認定NPO法人森のECHICAでは秩父市以外の4町の住民の支援もすでに実施していたため

埼玉県秩父市の取組 2



集いの場 多世代交流カフェ「ゆいっこ」

令和5年度

秩父地域1市4町の担当者と打ち合わせ会議を実施
ひきこもり支援の内容を決定（相談支援、集いの場の設置、連絡協議会の設置、住民向け講演会の開催）、
事業の実施主体は秩父市とし4町は定住自立圏構想で定められた割合を負担、委託先として認定NPO法人森のECHICAを予定
孤立対策推進法の成立に伴い、ひきこもり支援を含めた孤独・孤立対策推進として事業実施を行うことを決定*2
定住自立圏構想の新規事業として認定、予算計上（約1100万円）
サポートセンターの名称を「秩父地域居場所づくりサポートセンター」に決定*3

*2 支援対象をひきこもり状態の方に限定せず、満6歳以上で孤独・孤立状態にある方とする

*3 認定NPO法人森のECHICA代表から「ひきこもり」の名称を使用するとひきこもり当事者が利用を敬遠すると指摘されたため、サポートセンターの名称にひきこもりが入っていない

令和6年度

令和6年4月1日に「秩父地域居場所づくりサポートセンター（愛称：井棕がっこう）」を開設し、一次相談窓口とする。
月～金の10～15時まで相談支援の実施、集いの場を開設
サポートセンターでは農作業や里山での活動等（利用者が参加）を計画
サポートセンターは不登校傾向のある児童のサードプレイスとしての役割を担っている*4
令和6年10月に富山県高岡市で「ひとのま」を運営している宮田隼氏をお招きし、住民向け講演会を開催

*4 今後は学校と連携し、より充実した児童への支援を検討

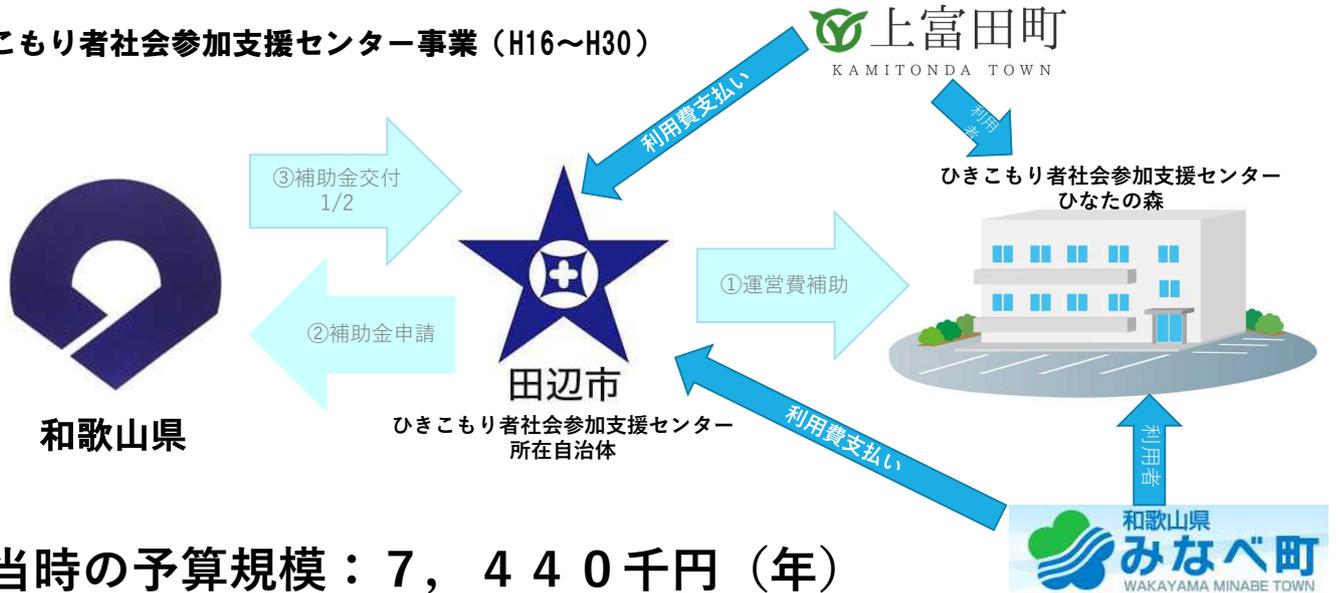


井棕がっこうの由来となった「井棕塚と鉦女桜」

メリット①

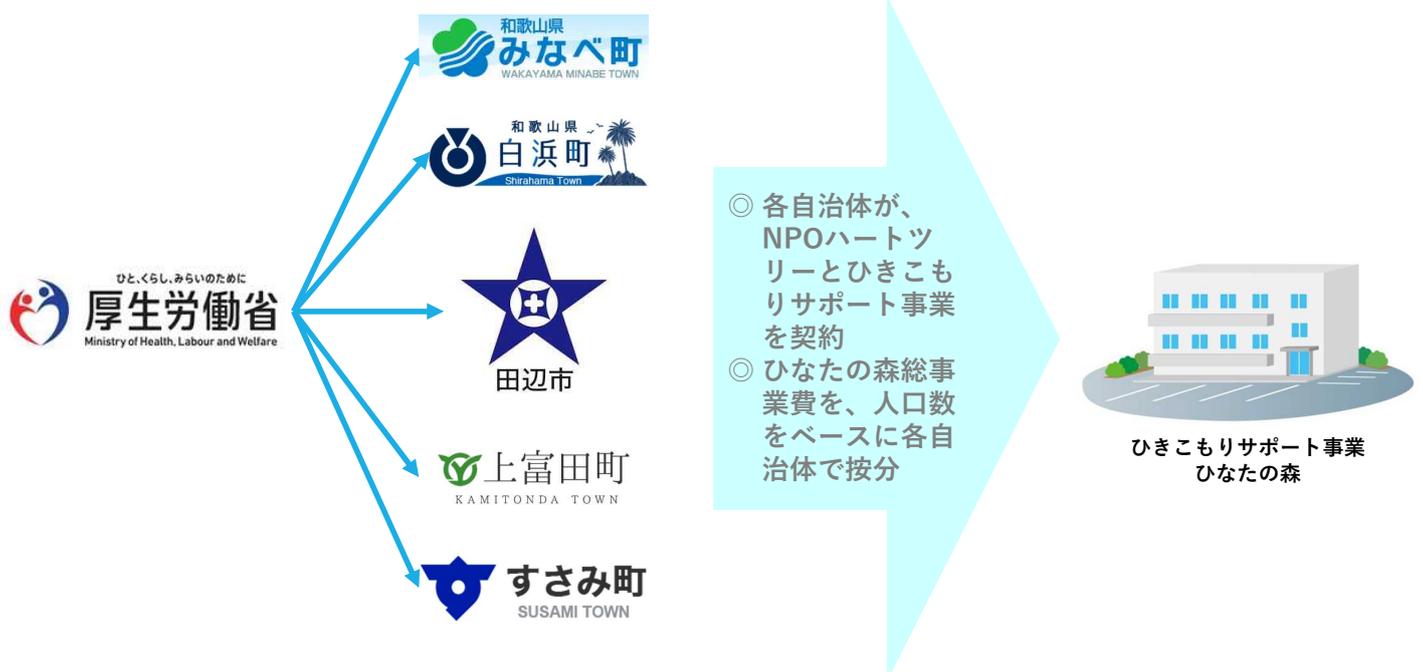
各自治体が単独設置するより少ない予算規模で、「週5日開所」「常勤職員配置」「送迎あり」など、質の高い支援を確保することができる！

ひきこもり者社会参加支援センター事業 (H16～H30)



当時の予算規模：7,440千円（年）

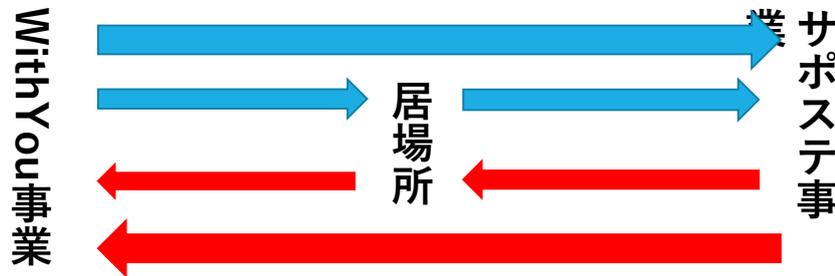
ひきこもりサポート事業を利用した広域実施の形に変更



メリット②

「ひきこもり支援」という専門性の高い支援を担う貴重な人財を分散させることなく、1か所に集中させることができる！

認定NPO法人ハートツリーの強み



相談としての「入口」から、就労や就職という一つの「出口」までの支援を同じ法人が一貫して支援できるというメリット。

※その中間の支援に「居場所」があることが何よりも重要なポイント。（行きつ、戻りつが出来る環境）

その周りを協力・関係機関によって取り囲まれているというイメージ。

「ひきこもり支援」は単一の課題にだけでなく、一人ひとりの「生活」を総合的に支援する仕組みが大事なポイント。

メリット③

各自治体からの委託としたことで居場所利用者が増え、ひきこもり支援にグループダイナミクスが生じる！

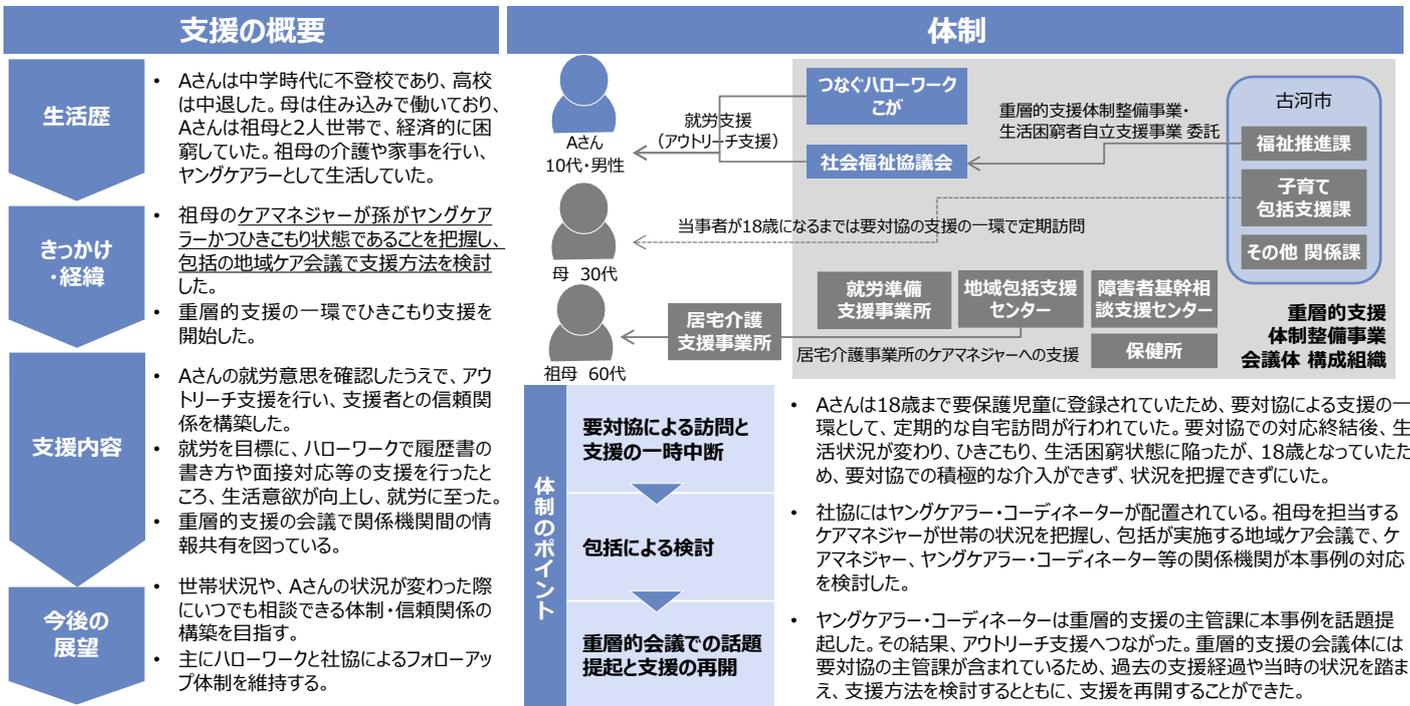
- ◆ 家庭と社会の間にある居場所への定着を促す動機付け（気の合う仲間に出会いに行く）
- ◆ 仲間の社会参加を間近に見ることで、その仲間がロールモデルとなり、社会参加へのイメージ力とモチベーションアップ！
- ◆ 不登校経験者であっても、社会に参加する前に“疑似社会”を体験することができる



茨城県 古河市 若年層のひきこもり当事者へ対し、複数の関連事業を活用しながら支援を行っているケース

支援のポイント

- 福祉と子育て支援の担当課が連携し、情報を共有しながらひきこもり支援を実施した。
- 生活困窮者自立支援事業、重層的支援体制整備事業等の関係機関が連携し、アウトリーチ支援を実施した。



東京都 墨田区 ひきこもり専用ウェブサイトを活用しひきこもりに関する周知・啓発の広報を行っている事例

支援のポイント

- 委託先や関係機関と連携して、ひきこもり支援専用のウェブサイトを開設し、様々な方法での広報支援を実施している。
- ウェブサイトはひきこもり当事者の目線を重要視し、制作にあたっては当事者やひきこもり支援の専門家等からの意見を反映した。支援内容紹介動画、ひきこもり経験者によるコラム、支援者紹介などを掲載している。



【令和6年度 厚生労働省 社会福祉推進事業】ひきこもり支援にかかる支援ハンドブックの策定に向けた調査研究事業
ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～概要 R7.1.31に自治体宛通知

【ひきこもり支援ハンドブックの目的・背景】

- ◆ 「ひきこもり状態にある人やその家族」に関わる全ての支援者が、支援にあたっての参考（拠り所）となるよう、支援を行う前提や基本的な考え方（価値や倫理）、支援のポイントなどを網羅的に掲載。
- ◆ 「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（2010）」以降、**ひきこもりに関する支援の指針は示されておらず、社会情勢や取り巻く社会環境が大きく変わる中で、現状の課題を踏まえた新たな指針**が求められている。
- ◆ ひきこもり支援に従事する支援者が、支援を行う際の共通認識として理解しておくべき内容を記載しており、このハンドブックに記載されている内容をもとに、支援を受ける本人やその家族等との対話を通して、より良い支援を実現していく。

ひきこもり支援の対象者と目指す姿

支援の対象者

- 社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及びその家族。
- ※その状態にある期間は問わない。

目指す姿

- ひきこもり支援では、本人及びその家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を目指す。※社会参加の実現や就労はプロセスであり、そのみが支援のゴールではない。
- 相談支援機関は本人及びその家族の「尊厳」を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施する。また、一人ひとりの思いを受け止め、本人や家族のペースに合わせたオーダーメイドの伴走型支援を継続。

ひきこもり支援における価値や倫理

価値や倫理

- ひきこもり支援においては、①ひきこもり状態にある本人を「人として尊厳ある存在」と認識し背景等を理解する（人間観）、②社会に対する捉え方を理解する（社会観）、③本人の意思を尊重する（支援観）3つの考え（価値）を共通基盤として支援を行い、さらに、それを前提として行う行動（倫理）を原理・原則（支援の拠り所）とする。

求められる姿勢

- 「敬意と労い」「尊重し、共に考える」「一歩ずつ支援する」「家族は本人支援に影響を与える存在」という支援者として求められる4つの姿勢。

支援の留意点

- 「本人と家族の意向は異なる」「広く社会に働きかける」「支援者は一人で抱えない」「支援の強要に注意する」「エンパワメントやコーディネート」「精神疾患や発達障害の正しい理解」という支援を行う上での6つの留意点。

ひきこもり支援におけるポイント

支援のポイント

- ひきこもり支援は、本人やその家族の背景が様々であり、それぞれに応じた支援も多様であるため、各自治体が実践されている支援のポイントを網羅して掲載。
- 具体的には、①対象者とのコミュニケーション、②意向の確認、③意向を反映した支援の計画と実行、④支援の入口と出口、⑤家族間の関係性、⑥支援の制度や体制、⑦支援者のエンパワメントの7つの項目、50のポイントで整理する。

事例で見る支援のポイント

- 支援の実践場面ごとの事例を掲載し、支援のポイントを解説。
- 具体的には、ひきこもり状態が長期にわたる事例をはじめとして、11パターン（30事例）を、年齢や性別、世帯状況の違いで仮想定し、支援のポイントを整理する。

ハンドブック、市町村セミナー、ガイドライン、座談会動画が見られます

- ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001471237.pdf>



- 第180回市町村職員を対象とするセミナー

ひきこもり支援における本人及び家族との対話交流と支援体制づくりについて

<https://youtube.com/live/3Dbx9Qqdpjs?feature=share>



- ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000807675.pdf>



- 座談会動画公開YouTubeアドレス及びQRコード

① <https://www.youtube.com/watch?v=R265eFtX31M>

（ひきこもり支援施策の説明、構成等説明）

② <https://www.youtube.com/watch?v=q4VZJkeACEg>

（基調講演「ひきこもり支援における価値と倫理」（長谷川俊雄氏）及び質疑応答）

③ <https://www.youtube.com/watch?v=9XAYEbNq-fE>

（検討委員によるパネルディスカッション）



ひきこもり相談窓口の明確化及び周知状況(令和6年度)

調査時点 令和7年3月末
調査対象 1,741市区町村

(1) ひきこもり相談窓口の明確化※1の状況

相談窓口を明確化している自治体は、1,741自治体のうち1,560自治体(89.6%)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
明確化している自治体数	20 / 20 (100.0%)	62 / 62 (100.0%)	681 / 733 (92.9%)	797 / 926 (86.1%)	1,560 / 1,741 (89.6%)
《参考》 令和6年3月時点 の自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 62 (96.8%)	663 / 733 (90.5%)	744 / 926 (80.3%)	1,487 / 1,741 (85.4%)

・ 相談窓口を明確化していない181自治体のうち、令和7年度中に明確化を予定している自治体は45自治体。

※1 ひきこもり相談窓口の明確化とは、ひきこもりの状態にある方や家族に利用可能な相談窓口を明示できるように設定していること。

(2) 相談窓口の周知状況

相談窓口を明確化している自治体のうち、相談窓口を周知している自治体は1,438自治体(92.2%)

	指定都市	中核市	市・区	町・村	合計
うち、周知している自治体数	20 / 20 (100.0%)	61 / 62 (98.4%)	659 / 681 (96.8%)	698 / 797 (87.6%)	1,438 / 1,560 (92.2%)
全自治体数に占める割合	(100.0%)	(98.4%)	(89.9%)	(75.4%)	(82.6%)
《参考》 令和6年3月時点 の自治体数	20 / 20 (100.0%)	60 / 60 (100.0%)	617 / 663 (93.1%)	623 / 744 (83.7%)	1,320 / 1,487 (88.8%)

- ・ 相談窓口を明確化していて周知していない122自治体のうち、令和7年度中に周知を予定している自治体は46自治体。
- ・ 令和7年度中に相談窓口の明確化を予定している45自治体のうち、令和7年度中に周知を予定している自治体は34自治体。
(令和7年度中に周知を予定しているのは合計80自治体)

自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果(令和6年度)

調査時点 令和7年3月末
調査対象 47都道府県
1,741市区町村

■ 実施自治体数 ※ () は各区分毎の自治体数に占める割合

区分	都道府県	市区町村			合計	
		市区町村 計	うち指定都市	うち中核市・一般市・区		うち町村
自治体数	43 / 47 (91.5%)	1,021 / 1,741 (58.6%)	17 / 20 (85.0%)	522 / 795 (65.7%)	482 / 926 (52.1%)	1,064 / 1,788 (59.5%)
《参考》 令和6年3月 時点の自治体数	42 / 47 (89.4%)	963 / 1,741 (55.3%)	17 / 20 (85.0%)	494 / 795 (62.1%)	452 / 926 (48.8%)	1,005 / 1,788 (56.2%)

調査を実施していない自治体のうち、58自治体が令和7年度中に調査を実施予定。

【留意点】

- 一部の自治体では複数の方法により調査を実施している。
- 調査対象者の定義や年齢層は、自治体によって差異がある。

※ 令和7年3月厚生労働省調べ。

※ 各自治体が概ね過去10年間に実施した調査の状況について、厚生労働省がとりまとめたもの。

市町村プラットフォーム等の設置状況（令和6年度）

令和7年度末時点で1,354市区町村（77.8%）が設置済

調査時点 令和7年3月末
調査対象 1,741市区町村

（1）市町村プラットフォーム等（※）の設置状況

	市・区	町・村	合計
設置している自治体	676 / 815 (82.9%)	678 / 926 (73.2%)	1,354 / 1,741 (77.8%)

※ 市町村プラットフォームや連絡協議会など、各機関の担当者が相互かつ適時に連絡・情報共有を図ることのできるネットワーク。

・ 令和6年3月時点では1,205自治体（69.2%）。令和7年度中に設置を予定している自治体は59自治体。

（2）既設置の市町村プラットフォーム等の所管課（n=1,354）

・ 福祉関係部局が所管課となっている場合が51.9%で最も多い。

※ 複数回答（「複数部局」以外）
※ 所管課を設定していないと回答した自治体がある。

自治体数	所管課の例	自治体数	所管課の例
福祉関係部局 703 (51.9%)	福祉課、保護課、社会福祉課、地域福祉課、共生社会推進課、福祉事務所 等	子ども関係部局 60 (4.4%)	子ども青少年課、子ども家庭保健課 等
障害福祉担当課 389	障がい福祉課、障がい者支援課 等	教育関係部局 20 (1.5%)	学校教育課、教育総務課 等
保健関係部局 198 (14.6%)	健康推進課、保健福祉課、住民課 等	経済関係部局 7 (0.5%)	商工振興課、商工観光課 等
		複数部局 116 (8.6%)	福祉政策課+子ども若者支援課、町民生活課+保健介護課+企画振興課 等

（3）既設置の市町村プラットフォーム等の構成団体 ※ 複数回答

	構成団体																					
	ひきこもり地域支援C	自立相談支援機関	就労準備支援機関	精神保健福祉C	保健所・保健福祉C	基幹相談支援C等	発達障害者支援C	地域包括支援C	ハローワーク	サポステ	社会福祉協議会	民生児童委員	社福・NPO法人	当事者会・家族会	医療機関	学校・教育機関	警察署	弁護士会	保護司会	企業等	商工会議所等	その他
市・区 (n=676)	136 (20.1%)	430 (63.6%)	248 (36.7%)	86 (12.7%)	361 (53.4%)	302 (44.7%)	63 (9.3%)	321 (47.5%)	227 (33.6%)	201 (29.7%)	487 (72.0%)	193 (28.6%)	246 (36.4%)	105 (15.5%)	160 (23.7%)	285 (42.2%)	72 (10.7%)	33 (4.9%)	32 (4.7%)	21 (3.1%)	26 (3.8%)	259 (38.3%)
町・村 (n=678)	63 (9.3%)	182 (26.8%)	78 (11.5%)	39 (5.8%)	291 (42.9%)	199 (29.4%)	32 (4.7%)	372 (54.9%)	98 (14.5%)	76 (11.2%)	471 (69.5%)	269 (39.7%)	174 (25.7%)	29 (4.3%)	163 (24.0%)	227 (33.5%)	76 (11.2%)	15 (2.2%)	13 (1.9%)	29 (4.3%)	31 (4.6%)	181 (26.7%)

※ その他の回答：児童相談所、社会福祉士会、自治会、ボランティア団体、老人クラブ、消費生活センター、消防署 等

ひきこもり支援施策の推進について（令和2年10月27日地域福祉課長通知）

就職氷河期世代支援を推進するに当たり、ひきこもり状態にある方など社会参加に向けた支援を必要とする方への自治体における支援体制の構築に向けて、市区町村及び都道府県において取り組むべき事項を示したもの。

（取組の基本的な考え方）

市区町村におけるひきこもり支援体制の構築に当たっては、以下の①～③の取組が基礎

- ① ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知
- ② 地域における支援内容・体制の検討や目標共有のための支援対象者の実態やニーズの把握
- ③ 関係機関による支援や支援の気運醸成のための市町村プラットフォームの設置・運営

…支援体制構築のための取組（★）

I 市区町村において取り組むこと

- 原則、令和3年度末までに、上記①～③（★）の全ての取組を実施すること
- その取組の前提として以下を実施
 - ・ ひきこもり支援の企画立案等の中心的役割を担う部局の設定
 - ・ 関係部局間の連携による包括的な支援体制の構築 【支援対象者の状況に応じて適切な関係部局が連携・協働して支援を実施】
 - ・ 近隣の市区町村と合同で支援体制を構築する等、地域の実情に応じた支援体制づくりの検討

II 都道府県において取り組むこと

- 管内市区町村における①～③（★）の取組状況を把握し、以下の取組や支援を実施すること
 - ・ 管内市区町村における
 - ・ ひきこもり支援の取組状況の把握 【市区町村における令和3年度末までの取組実施に向けた計画的な支援や都道府県の労働部局・都道府県労働局等との連携】
 - ・ それぞれの取組の意義に関する理解促進 【市区町村に向けた合同説明会や個別説明等の実施】
 - ・ 取組の横展開
 - ・ 庁内及び関係者との調整への支援
 - ・ 自治体規模等の事情により単独での取組が困難な市区町村に対して、複数市区町村での広域実施や都道府県との合同実施の調整

①ひきこもり相談窓口の明確化・周知

- 相談者の年齢・性別・障害の有無等を問わず相談可能な体制を構築
- 自立相談支援機関未設置の町村においては、町村内の部局や都道府県設置の自立相談支援機関等を相談窓口とすることを検討
- 広報紙・リーフレット等により、相談窓口の名称・場所・連絡先等を、全世帯に周知するよう努める

②支援対象者の実態やニーズの把握

- 支援対象者の概数やニーズ等の支援体制や内容を検討する際の基礎となる実態の把握
- 実態把握の方法は、他の調査との一体的な実施や、都道府県と市区町村の合同実施等、地域の実情に応じた方法とする

③市町村プラットフォームの設置・運営

- 会議体を開催する必要は無く、関係者間相互の連絡体制を築くことでも足りる
- 既存の会議体の活用や都道府県による共同設置など柔軟な形態も可能
- 都道府県PFとの円滑な連携のため、市町村PFを運営する事務局を設置

「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」の取りまとめについて ～ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（通知）～

<ひきこもり支援に関する関係府省横断会議>

- 令和3年5月31日開催の「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」において、ひきこもり支援について厚生労働省を中心に関係府省で検討を進めるよう要請があったことを受けて、こやり厚生労働大臣政務官を主査として、ひきこもり支援に係る府省の局長級を参集して設置。
- 関係府省における取組の連携を深め、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、行政機関や民間団体など官民を問わない様々な社会資源がより多く参画・連携できる環境整備について議論。
- 会議の取りまとめとして、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（10月1日付け構成員連名通知）を自治体あてに発出。

【構成員】主査 こやり厚生労働大臣政務官 構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長 内閣府政策統括官（政策調整担当） 消費者庁次長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 厚生労働省人材開発統括官 農林水産省農村振興局長 経済産業省商務・サービス審議官	【開催経過】 第1回（令和3年6月29日）ひきこもり支援に関する各府省の取組について 第2回（令和3年7月27日）ひきこもり支援の先進的な取組について （滋賀県・岡山県総社市） 第3回（令和3年8月30日）ひきこもり支援の先進的な取組について （高知県安芸市・大阪府豊中市） 第4回（令和3年9月30日）ひきこもり支援に関する関係府省横断会議の取りまとめについて
---	--

「ひきこもり支援に係る関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日関係府省横断会議構成員連名通知）

【基本的な考え方】

- ・ ひきこもり支援に当たっては、個々の当事者の状況に応じた寄り添う支援につなげることができるよう、**多様な支援の選択肢を用意することが重要。**
- ・ そのためには、都道府県や市町村の保健福祉関係部局を中心に、他の関係部局等の行政機関や、民間団体・民間企業・NPO法人等の地域の社会資源による**官民の枠を超えた広い連携・協働が必要。**
- ・ 以下の**留意事項も踏まえ**、福祉行政と他の行政分野や地域の社会資源との有機的な連携・協働について配慮の上、**効果的なひきこもり支援体制構築の推進をお願いする。**

【自治体における支援体制構築に当たっての留意事項】

- | | |
|---|--|
| ①就職氷河期世代活躍支援に係る市町村プラットフォームへの関係機関の参画
就職氷河期世代活躍支援において取り組んでいる「市町村プラットフォーム」は、ひきこもり状態にある者を念頭に置いた「社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする者」の支援のためのネットワークを具現化するものであり、幅広い行政部局や関係団体が参画するよう要請 | ②福祉関係機関と各分野の関係機関の連携
(1)教育関係機関との連携
教育・福祉関係機関の連携・協働によるシームレスな対応により、継続性のある支援体制を構築
(2)農業・商工関係機関との連携
農家や企業等の民間事業者の理解・協力を促し、地域の特性を活かした社会資源を開拓
(3)就労支援関係機関との連携
個々の状況に応じた支援のため、支援対象者の特性や状況に十分配慮し、継続的な支援を実施
(4)子供・若者支援関係機関との連携
子供や若者本人の意向を踏まえつつ、福祉的支援と子供・若者支援を重層的に実施
(5)消費者関係機関等との連携
孤独・孤立した消費者の「不安」につけ込む悪質事業者に対応するため、日頃から消費生活センター等の消費者関係機関等と連携を強化 |
|---|--|

ひきこもりに関する地域社会に向けた広報事業

目 的

令和8年度当初予算案 1.2億円（1.2億円）※（）内は前年度当初予算額

（目）自立相談支援事業従事者養成研修等委託費

- 令和3年度以降、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対して、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行っている。
- 令和4年度以降は、全国キャラバン活動をはじめとしたイベント開催、情報発信するポータルサイトの設置・運用を実施しており、令和8年度においても、国民のひきこもりへの更なる理解の促進と、より相談しやすい環境づくりを加速化していくため、**地域社会への普及啓発や情報発信を継続して実施。**

事業概要（令和7年度）

広報キャラクターの活用



クリエイティブ監修アドバイザーに宮本亜門さんを起用
※ポータルサイトに加え、X（旧Twitter）、InstagramなどのSNSを積極的に活用し情報発信を行う。

全国キャラバンの実施

2025年
8月23日（土）神奈川県
9月13日（土）高知県
9月20日（土）秋田県
10月11日（土）新潟県
10月18日（土）奈良県
11月8日（土）大分県

地域に暮らす誰もが生きやすい社会・地域作りについてみんなで考えるイベントとして開催

◆概要：2025年8月～11月**全国6都市**で全国キャラバンを実施。当事者、家族、支援者によるパネルディスカッションや、参加者とのワークショップを実施

◆ターゲット：一般住民



ひきこもりVOICE STATIONフェスの開催

2026年1月24日（土）@渋谷

1年間の集大成として、当事者の思いを広く社会に伝えるイベントを開催

- ◆宮本亜門さん、山田ルイ53世さん、まいちきさんが自らのひきこもり経験についてトーク
- ◆全国の「居場所」とオンラインで繋ぎ、誰もが生きやすい地域についてトーク
- ◆気軽に思いをシェアできる交流会「ひきこもりボイスパーク」を実施



その他広報の実施

オンライン“HIKIKOMORI”ANYONE? 他人事じゃないかも展

- ◆昨年度、渋谷で開催した同展覧会を全国の皆様にご覧いただけるよう、オンライン空間で開催
- ◆現代アート、イラストレーション、映像作品など、様々な手法で、ひきこもり当事者・経験者とともに制作された作品を展示。

実施主体

- 実施主体：国（民間団体への委託）

みなさんご存じですか？【ひきこもりVOICE STATION】

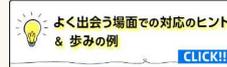
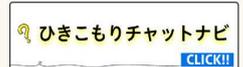
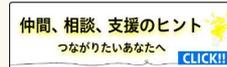
ひきこもりVOICE STATIONは、ひきこもり当事者や経験者、家族や支援者の声をシェアすることで、互いに理解しあい、学びあって、**地域に暮らす誰もが生きやすい社会をつくることを目指すコミュニティサイト**です。

今、ひきこもり当事者は、推計146万人（内閣府調査）。
「結局、怠けでしょ。」「親の甘やかしでは？」
「仕事しなくてうやましい。」そんな声は、誤解であり偏見です。
ひきこもりは、誰にでも起こりうること。
当事者の様々な思いに触れ、ひきこもりへの理解を深め、
誰もが生きやすい社会・地域づくりについてみんなで考えませんか？

PICK UP



NAVIGATION



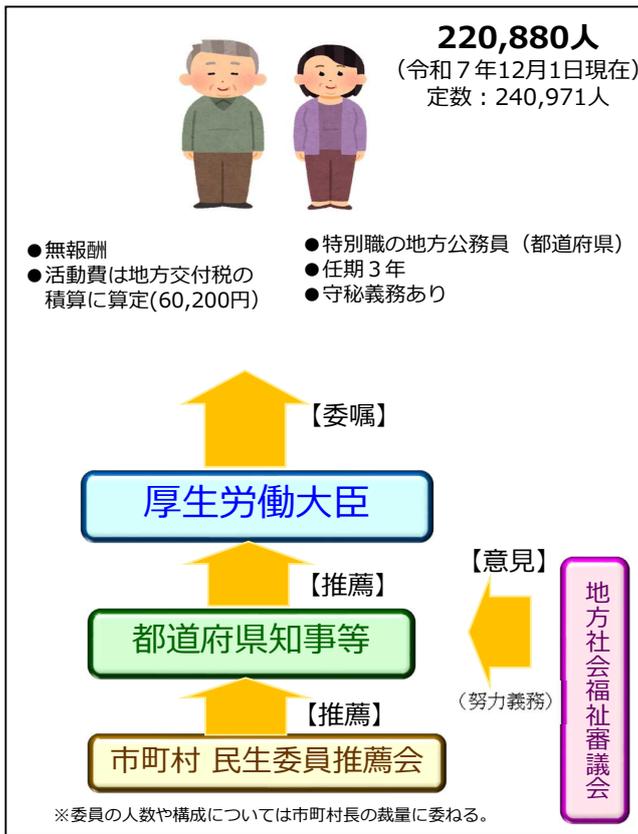
contents 当事者・経験者の声に触れよう



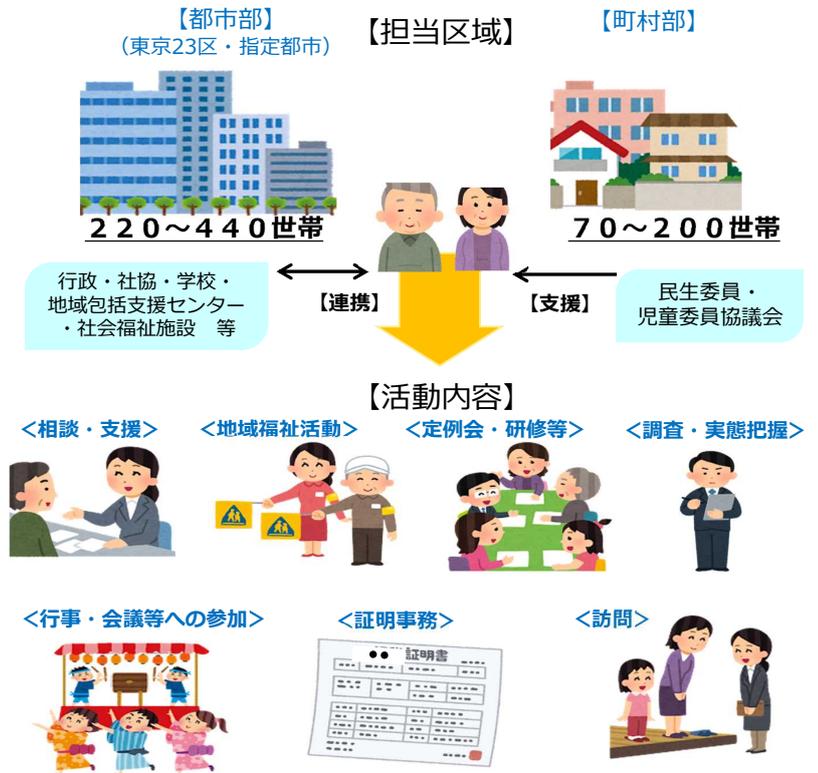
5 地域福祉の推進等関連

民生委員・児童委員について

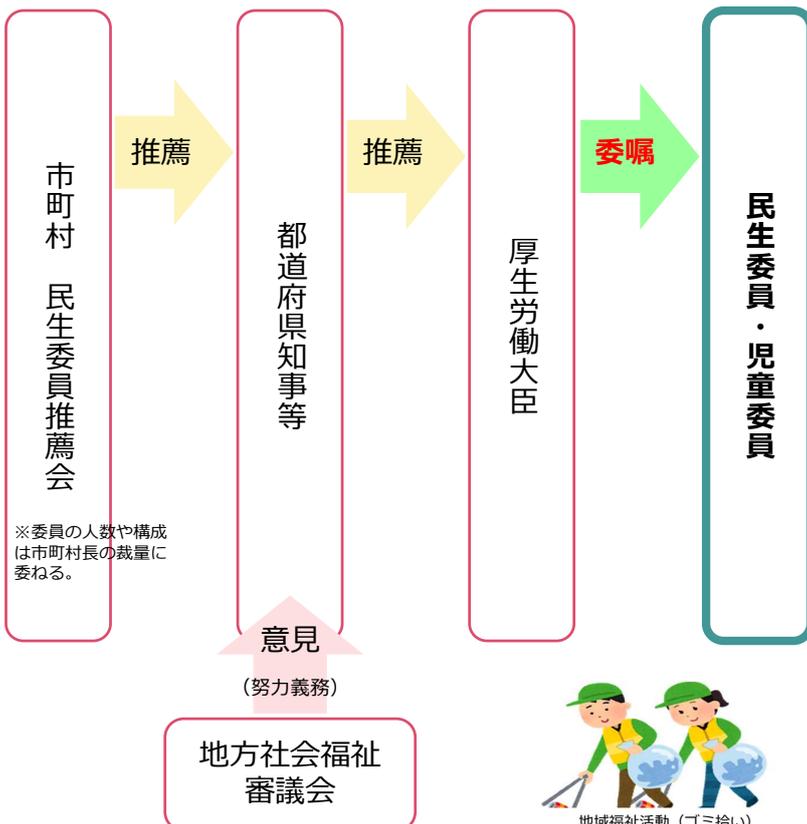
【根拠法】 民生委員法（児童福祉法第16条により児童委員を兼務）



＜民生委員・児童委員の活動＞



民生委員・児童委員の委嘱手続き及び定数について



定数の定め方

- ・ 民生委員・児童委員の定数は、都道府県等が、**下表の基準を参酌して条例で定める。**
- ・ 市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう**地域の実情を踏まえた弾力的な定数設定**を行う。

区分	配置基準 (参酌基準)
東京都区部、指定都市	220～440世帯に1人
中核市、人口10万人以上の市	170～360世帯に1人
人口10万人未満の市	120～280世帯に1人
町村	70～200世帯に1人



地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策 (生活困窮者支援等のための地域づくり事業の拡充)

令和8年度概算要求額 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

1 事業の目的

- 民生委員の定数に対する委嘱数の割合(※)の全国平均は、中長期的な低下が続いており、多くの自治体において担い手の確保が喫緊の課題である。
※充足率 直近改選時 2022年:93.7% (前回改選時 2019年:95.2%)
- このため、民生委員が活動しやすい環境の整備や担い手確保に向けた地方自治体の創意工夫による取組に対して支援する。

2 地域づくり事業の概要

(5)の取組イメージ

- (1) 地域住民のニーズ・生活課題の把握
- (2) 住民主体の活動支援・情報発信等
- (3) 地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- (4) 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開

(5) 地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業の実施

- 民生委員の指示・指導のもと地域の見守り活動等の活動の補佐を行う「民生委員協力員」を設置し民生委員活動をサポートする体制づくり
- 小学生を対象とした「こども民生委員」を委嘱し、地域の見守り活動へ体験参加を行い、その保護者にも民生委員活動の重要性の理解を促す
- 仕事をしながら民生委員活動がしやすい環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用して、情報共有や定例会議のオンライン化を図る
- 大学生や高校生が民生委員応援団を結成し、SNS(Instagram等)を活用した周知・広報活動を実施することにより、若い世代の理解を促進するとともに、民生委員活動への参加・協力を促す等



3 (5)の実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市区町村
- ◆ 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
- ◆ 補助単価：年額、1自治体あたり右記のとおり

	現行	(5)を実施する場合
◆ 都道府県：	1,000万円	→ 1,060万円
◆ 市区町村：以下の人口区分ごとに定める額		
人口5万人未満	450万円	→ 480万円
人口5万人以上10万人未満	600万円	→ 640万円
人口10万人以上50万人未満	900万円	→ 950万円
人口50万人以上	1,500万円	→ 1,590万円

民生委員・児童委員活動の負担軽減等につながる取組事例

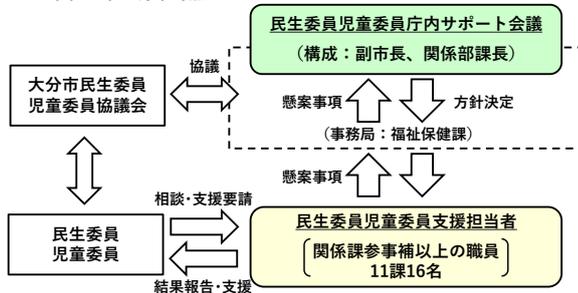
① 民生委員児童委員庁内サポート体制の構築 —大分市の事例—

■大分市の主要データ

基礎データ (令和3年12月末現在)	人口：477,584人 世帯数：226,889世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：795人/委嘱者数：779人 定数：91人/委嘱者数：89人

(概念図)

※令和3年12月末時点



■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員が地域で困難事例を抱えた場合においても、円滑かつ効果的に活動できるよう支援するため、全庁あげての支援体制の構築が必要との考えに至った。

■取組(活動)概要

関係各課に民生・児童委員支援担当者を配置し、管内の民生・児童委員に支援担当者の連絡先を共有することで、困難事例を抱える民生・児童委員からの相談に対し、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応できる体制を構築。また、支援担当者での解決が困難な場合に副市長及び関係部課長を構成員とする「民生委員児童委員庁内サポート会議」を開催し、対応方針を決定する。

■取組(活動)の主催団体

大分市

■連携・協力機関等

大分市民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

単位民児協で解決できない困難事例を抱えた場合、支援担当者に相談・支援要請を行う。

■取組(活動)のポイント、留意点

民生・児童委員から相談・支援要請を受けた内容が連絡を受けた担当課単独では処理できない事案の場合には、複数の関係課と連携を図りながら早急に対応することが重要。

■取組(活動)による効果

支援担当者の連絡先を民生・児童委員に共有することにより、仮に土日祝日に相談事案が生じた場合においても行政機関と連絡が取れる仕組みが講じられていることで、民生・児童委員に安心感を与えることができています。

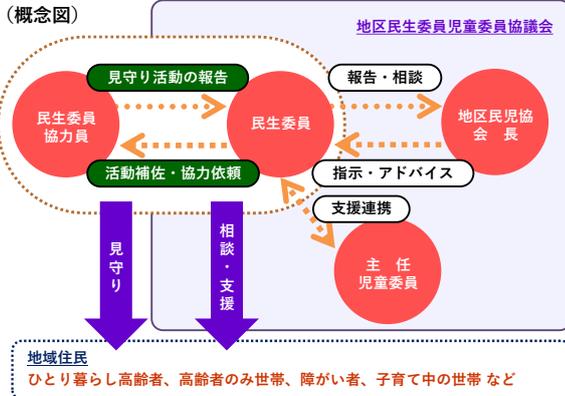
■今後の展望・課題

民生・児童委員の活動指針となることを念頭に庁内サポート会議での検討を経て策定・配布しているQ&A(民生・児童委員活動の目安と考え方)を、より実践的な指針となるよう順次改訂を行っていく。

② 民生委員協力員による活動サポート —新潟市の事例—

■新潟市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：773,914人 世帯数：347,609世帯
民生・児童委員 主任児童委員 (令和5年2月1日現在)	定数：1,229人／委嘱者数：1,174人 定数：146人／委嘱者数：146人



■取組(活動)のポイント、留意点

あくまでも活動の核となるのは民生・児童委員。民生委員協力員による補佐・協力を円滑に行うためには、民生・児童委員と民生委員協力員が主従関係ではなく、活動上のパートナーとして相互の連絡体制を構築することが重要。

■取組(活動)による効果

- 市内の民生・児童委員からは、以下の評価を得ている。
- ・活動が一人ではなく感じられ、心強く思える。
 - ・地域内の情報が手に入りやすくなった。
 - ・地域内の理解者が増えてきている実感がある。
 - ・民生委員協力員が異性の場合、異性の訪問対象に接しやすい。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

ひとり暮らしの高齢者世帯等が増加する中で、民生・児童委員1人で担当することが困難な場合であっても、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりが必要という問題意識から、新たな取組を検討。

■取組(活動)概要

民生・児童委員の指示・指導のもと、民生・児童委員が実施する見守り等の活動に対する補佐・協力を行う「民生委員協力員」を民生・児童委員1人につき1名を必要に応じて配置する。(令和5年2月1日現在：59名)
 ・民生委員協力員は、地区民生委員児童委員協議会会長の推薦により市長が委嘱。
 ・年額12,000円の活動費を支給。ボランティア活動保険にも加入。

■取組(活動)の主催団体

新潟市

■連携・協力機関等

地区民生委員児童委員協議会

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生委員協力員が実施する見守り等の活動に対する指示・指導(相談・調整)

■今後の展望・課題

多くの民生・児童委員が制度利用できるよう、引き続き、制度の周知・広報に努めていく。

③ 班体制による活動 —東京都の事例—

近隣の委員同士がチームとなり、 地域と向き合いながら、課題解決につなげる

民生委員児童委員協議会(民児協)には、経験年数や性別の違いをはじめ仕事や介護など様々な事情を抱えた委員が所属している。委員活動の多様化・複雑化等により各委員の負担感が高まるなか、その解消に向け委員同士の支え合いを仕組みとして捉え直すのが班の考え方。班体制は、近隣地区の委員がチームを組んで情報や経験、小地域の課題を共有しながら活動している。

住民の中には顔見知りの委員には相談しにくいと考える人もおり、また、支援が必要ときに担当地区の委員が不在ということもある。他の地区の委員も対応できる体制を整えておくことは、住民にとっての利便性が高まる上、支えてくれる人が複数いるという安心感にもつながる。各々の経験を班で共有し、より良い支援をチーム内で検討し合うことにより支援の質の向上も図られている。

班活動は、委員同士が支え合い、委員相互の経験や知識に学ぶ活動であり、例えば、新任委員が先輩職員と一緒に活動することで、不安や戸惑いが軽減されるとともに人材育成の視点が民児協に根付くほか、委員同士の絆を深めるような効果もある。



班の編成イメージ



※道路や地形、住宅特性、町会・自治会や学校、地域包括支援センター等の圏域に配慮しつつ近隣の委員同士4～6人の班を組みます。男女のバランスや経験差、担当世帯数等に配慮した班編成が望ましいとされている。

葛飾区の事例

班体制導入当初から、民児協の定例会で個別ケースの検討が行われており、各班の直近のケースの様子や感想・気付きなどを共有している。実際にかかわった委員が気付かない問題や対応方法のアドバイスが他の委員から寄せられ、適切な支援に結び付いたことも少なくない。また、新任民生委員が調査等で初めて住民宅を訪問する時、同じ班の先輩委員が同行することで、新任委員は心強く感じ、安心して活動ができるようになる。

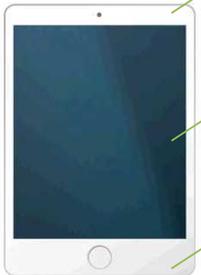
班体制による民生委員活動が地域の様々な関係機関に浸透していくことで、情報共有や個別支援への協力も円滑に行われるようになっていく。

④ ICTの活用（タブレット端末等の導入） —石川県野々市市の事例—

■石川県野々市市の主要データ

基礎データ (令和5年1月末現在)	人口：54,097人 世帯数：25,181世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：89人／委嘱者数：88人 定数：10人／委嘱者数：10人

(活用事例)



①定例会資料のペーパーレス化

地域ICTプラットフォームサービスアプリ「結ネット」を活用し、各委員等に定例会開催案内通知や資料のデータを一斉送信。会議等への出欠確認にも活用。

②オンライン会議の実施

「ZOOM」を活用し、野々市市民児協主催の会議や研修会等をオンライン開催。（動画は社協ホストPCに保存しており、欠席者等の後日・随時閲覧も可能。）

③情報共有・緊急時の連絡

「LINE」を活用し、委員間の定期的会議や、事務局から各委員に向けた緊急時の連絡など、必要な情報の一斉送信による周知・情報共有。

■取組(活動)のきっかけ、経緯

民生・児童委員の担い手不足改善に向けて、仕事をしながら委員活動をする人が参加しやすい環境づくりやペーパーレス化を推進するために「Web委員会」を設置。また、委員活動の負担軽減の観点から、金沢工業大学と連携し、タブレット端末の導入とICT活用の検討を開始。

■取組(活動)概要

市内全ての民生・児童委員と事務局員にタブレット端末とWi-Fiルーターを配布するとともに、金沢工業大学の学生のサポートにより、ICTの活用に不慣れた民生・児童委員に対して、端末利用説明会を開催。

タブレット端末等の購入経費は、野々市市からの補助金とコロナの影響により中止となった研修会経費を充当。通信費は、協議会活動費から捻出。

■取組(活動)の主催団体

野々市市民生委員児童委員協議会

■連携・協力機関等

野々市市、野々市市社会福祉協議会、金沢工業大学

■民生委員・児童委員の役割、関わり

民生・児童委員活動におけるタブレット端末の積極的な活用



端末使用方法のレクチャー



オンライン会議

■取組(活動)のポイント、留意点

端末利用説明会は「みんな初心者だからわからなくて当たり前」という雰囲気で開催し、金沢工業大学の支援を得ながら丁寧な研修を行った。また、「Web委員会」内に操作説明等の問い合わせ窓口を継続して設置しており、随時の支援体制を整備している。

■取組(活動)による効果

民生・児童委員の情報収集と共有、意見交換の迅速化が図られ、負担軽減に限らない活動全般への波及効果が期待できる。

また、就労しながら民生・児童委員活動を行うための環境が整備されることから、担い手不足解消の一助となる。

■今後の展望・課題

定例会や研修会動画の蓄積により、一斉改選により新たに民生・児童委員として委嘱された初任者に対する研修を充実させていく。

また、本民児協は金沢工業大学と共同で活動記録のオンライン化を進めている。

⑤ 小学生による民生委員活動（子ども民生委員） —熊本県天草市の事例—

■熊本県天草市の主要データ

基礎データ (令和4年12月末現在)	人口：75,101人 世帯数：36,314世帯
民生・児童委員 主任児童委員	定数：277人／委嘱者数：273人 定数：28人／委嘱者数：28人

徽章バッジ(缶バッジ)



ひとり暮らし高齢者宅が 一目で分かるマップ作り



高齢者宅の訪問



サロンでの交流



■取組(活動)のきっかけ、経緯

子ども達の地域との関わりや高齢者とふれあう機会が減少している実態を踏まえ、民生・児童委員とともに活動すること等により、子ども達にも地域社会の一員としての自覚や思いやりの心、地域の住民同士のつながりの大切さを学んでもらうことを目的とした仕組みを検討。

■取組(活動)概要

市内全ての小学校を対象に、天草市社協会長から「子ども民生委員」として委嘱（委嘱状・徽章(缶バッジ)を交付）し、認知症サポーター養成研修を受講して活動がスタート。以降、天草市子ども民生委員信条を念頭に民生・児童委員とともに各種活動を実施。

・子ども民生委員の委嘱期間は小学校在学期間。
・令和4年12月末現在で、市内の全17小学校で累計4,371人に委嘱。

■取組(活動)の主催団体

天草市社会福祉協議会

■連携・協力機関等

小学校、PTA、行政区長会、地区振興会、老人会、婦人会等

■民生委員・児童委員の役割、関わり

子ども民生委員の活動（地域の見守り活動等）への参加・協力

地域福祉活動
(ゴミ拾い)中の
子ども民生委員



■取組(活動)のポイント、留意点

例えば、高齢者宅を民生・児童委員と子ども民生委員と一緒に訪問する場合において、訪問先の選定や訪問時におけるプライバシーへの配慮等は訪問先の状況を把握している民生・児童委員の協力が必須。

■取組(活動)による効果

子ども達の意識の変化もさることながら、民生・児童委員と子ども達が顔なじみになることにより、その保護者にも民生・児童委員活動の重要性と大変さを理解してもらえるため、民生・児童委員活動に対して、地域住民の意識にも良い影響を与えている。

■今後の展望・課題

子ども民生委員活動の継続した取組により、地域住民の民生・児童委員活動への理解、地域住民の協力によるより一層の地域福祉の推進につなげていきたい。

⑥ 民生委員・児童委員インターンシップ — 神戸市の事例 —



大学生を対象にした

民生委員・児童委員インターンシップを実施

神戸市では、令和4年7月から9月にかけて、民生委員・児童委員インターンシップを実施。神戸女子大学と神戸女子短期大学の52名の学生が参加し、グループに分かれて市内各地域の様々な民生委員活動を体験。

○目的

市、神戸市民生委員児童委員協議会、神戸女子大学・神戸女子短期大学の三者が協働して、学生の体験型インターンシップを実施。民生委員・児童委員が様々な地域課題に地域で取り組んでいる現場を学生が体験することで、今後の大学での学びにつなげ、若い世代の方々に活動を知ってもらい、また、学生から民生委員・児童委員活動を知ってもらうための提案を受けることで、今後の民児協活動に活かすことを目的とした。

○活動内容

民生委員・児童委員活動に同行し、地域福祉の実態・課題・活動の魅力を学ぶこととし、具体的には、事前研修の受講後に、高齢者見守り活動への同行、地区民児協の定例会への参加、高齢者を対象とした給食会や喫茶、子どもを対象とした学習会やこども食堂への参加等を実施。



民生委員・児童委員インターンシップ活動の様子



※神戸市、神戸女子大学の作成資料等をもとに厚生労働省において作成

多文化共生のまちづくり — 大阪市生野区民児協の事例 —

生野区民生委員児童委員協議会による多文化共生に向けた取り組み

大阪市生野区は、大阪市内で外国籍住民の比率が最も高く、住民の5人に1人が外国籍で韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、約60か国の国から集まった方が暮らしている。民生委員には、在日外国籍住民等が文化や生活環境の違いから地域社会に溶け込めず孤立した生活を強いられることで様々な相談があり、その都度、関係行政機関と連携し、解決に努めている。

民生委員による外国籍住民の方々への支援として、各委員の担当地域に住む多くの外国籍住民に直接会って、区の広報誌や「やさしい日本語」等のチラシの配布をはじめ、外国人の子どもが日本の学校に入る時の手続きや、防災情報・生活情報などを多言語で表示したチラシ等を活用して案内するなどの取組を行っている。



(参考) 大阪市による多文化共生に向けた取り組みの例

生野区のコミュニティづくり事業

「やさしい日本語から、つながろう」

- やさしい日本語を活用して住民同士のつながりの輪を広げることを目指す取組。
- 取組に賛同・協力する個人には缶バッジ、協力店にはステッカーを配布し、やさしい日本語の活用および認知度の向上、やさしい日本語を用いる交流イベントの開催等の事業を実施。



多文化交流お助けガイド「何でも聞いてや！」

- 大阪に住む外国人の声や、話すときに役立つ知識、コミュニケーションツールを掲載。
- ガイドブックは、町会長、民生委員・児童委員の地域に外国人一家が引っ越してきたことをきっかけに、町会長と民生委員・児童委員が外国人への接し方や文化の違いを学んでいくストーリーとなっている。



個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに関するQ & A <抜粋>

(個人情報取扱事業者)

Q 民生委員・児童委員が個人情報を取り扱う場合、個人情報取扱事業者として個人情報保護法の規制を受けるのですか。

A 民生委員・児童委員は非常勤・特別職の地方公務員であり、法第16条第2項第2号における「地方公共団体」の職員に当たることから、民生委員・児童委員として活動する範囲内では個人情報取扱事業者から除かれています。
 なお、民生委員・児童委員には民生委員法第15条等により守秘義務が課されています。

(第三者提供の制限の原則)

Q 民生委員・児童委員をしていますが、市町村や民間の事業者から、活動に必要な個人情報の提供を受けられず苦慮しています。提供を受けることは可能ですか。

A 民生委員・児童委員は、福祉事務所などの協力機関として職務を行うものとされており、活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供を受ける必要があります。民生委員・児童委員には、民生委員法等において守秘義務が課せられていることも踏まえ、各主体から、その活動に必要な個人情報が適切に提供されることが望ましいと考えられます。



民生委員・児童委員は特別職の地方公務員と整理されているため、当該民生委員等への個人データの提供が法令に基づく場合や、当該民生委員等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることで当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、本人の同意を得ることなく当該個人データを提供することができるものと解されます(法第27条第1項第1号及び第4号)。したがって、これらの場合、民生委員等は本人の同意を得ることなく、個人データの提供を受けることは可能と考えられます。

災害ボランティアセンター等機能強化事業

社会・援護局地域福祉課
(内線2219)

令和8年度当初予算案 1億円(1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 本事業では、災害時において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターが円滑に設置・運営されるよう、平時からの準備として、都道府県社会福祉協議会(以下「都道府県社協」という。)による都道府県内の市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)への研修及び多様な関係機関との関係作り等の機能強化、市町村社協による市町村内における研修・実地訓練を実施するなど、都道府県社協・市町村社協の体制強化や被災地支援に関わる様々な関係者との連携を推進している。
- 今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応するため、市町村社協のDX活用の推進・定着に資する取組を行う都道府県社協に対して支援を行うことで、災害時に災害ボランティアセンターがDXを活用できる万全の体制の構築を図る。
(課題)
・災害時に収集した情報の管理・共有が各災害ボランティアセンターにおいて標準化されておらず、個々に管理運用されている。南海トラフのような広域災害の場合、ボランティアがどこにアクセスすべきか、誰が管理するのか、情報をどのように共有していくのが課題。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

令和5年度～

- 1 事業内容 【(実施主体)都道府県社協・市町村社協、(補助率)1/2】
 (都道府県社協) ・ 市町村社協への災害VC研修・指導 ・ 被災市町村災害VC立ち上げ支援
 ・ 県内の自治体、社団法人やNPO法人を始めとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアの策定支援等、
 平時から、都道府県社協の調整機能を強化する取組
 (市町村社協) ・ 災害VC設置運営にかかる実地訓練等の実施
- 2 国庫補助基準 ① 都道府県社協に対して都道府県が補助を行う場合 1都道府県 5,000千円+400千円
 ② 市町村社協に対して市町村が補助を行う場合 人口規模に応じ 500~5,000千円

令和8年度～(拡充)

- 1 事業内容 【(実施主体)都道府県社協(補助率)1/2】
 (都道府県社協) ・ 上記に加え、いざ災害時において、関係機関(都道府県社協、行政、NPO等)での情報共有、連携・協働、業務の効率化を図るため、平時から都道府県社協が行う市町村社協のDX活用を促進・定着させる取組を行う場合(市町村社協に対するICT研修、都道府県社協が管理運用しているシステムについて市社協と共有するための市社協のアカウント費など)、一定の加算を行う。
- 2 国庫補助基準 ・1都道府県 +2,500千円



被災者見守り・相談支援等事業

社会・援護局地域福祉課
(内線2219)

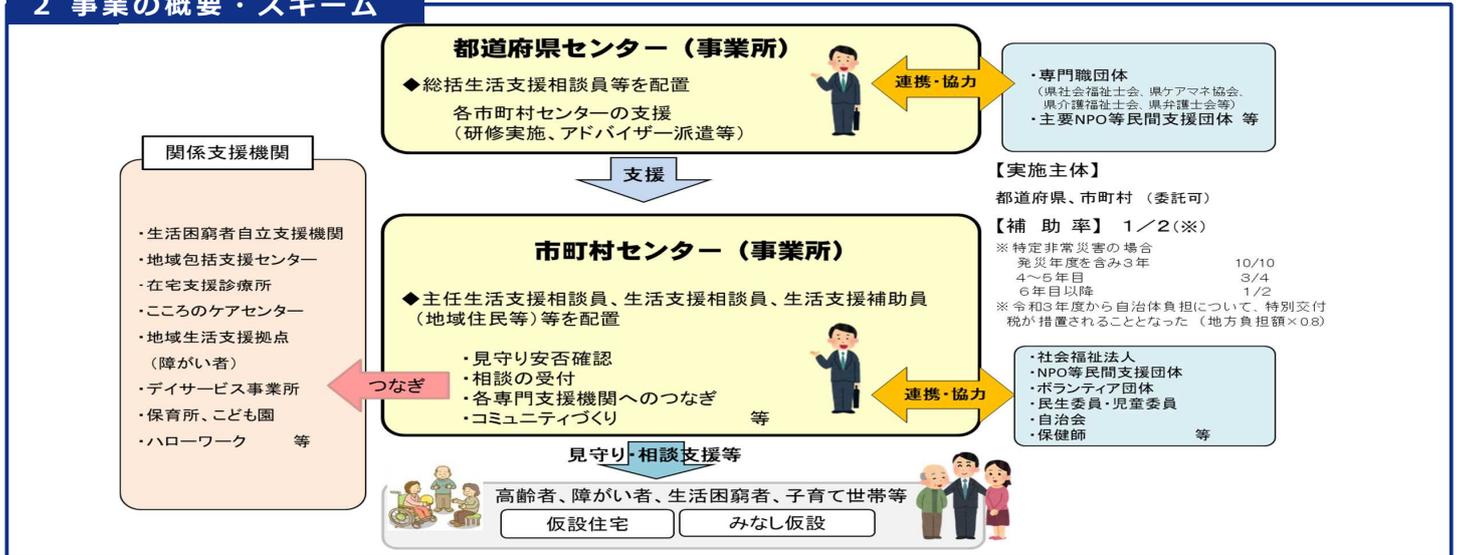
令和8年度当初予算案 5,0億円(8,2億円) ※()内は前年度当初予算額

※令和7年度補正予算額 14億円

1 事業の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。
 - 特に、令和6年能登半島地震における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。
- (令和7年度時点で事業を実施している災害:令和2年7月豪雨、令和5年奥能登地震、令和5年7月14日からの大雨、令和6年能登半島地震、令和6年7月25日からの大雨、令和7年岩手県大船渡市における大規模火災、令和7年8月6日からの大雨、令和7年台風第15号、令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災)

2 事業の概要・スキーム



【○災害からの復旧・復興に対する支援、医療施設等の耐災害性強化】

施策名:被災者見守り・相談支援等緊急事業

令和7年度補正予算額 14億円

社会・援護局地域福祉課
(内線2219)

① 施策の目的

- 被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、本事業により、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行っている。特に、令和6年能登半島地震・豪雨における被災者は、依然として、多くの被災者が応急仮設住宅へ入居するなど、被災前とは大きく異なる環境に置かれていることから、被災地の見守り・相談支援体制の強化を図ることにより、被災者への伴走支援を充実させる。

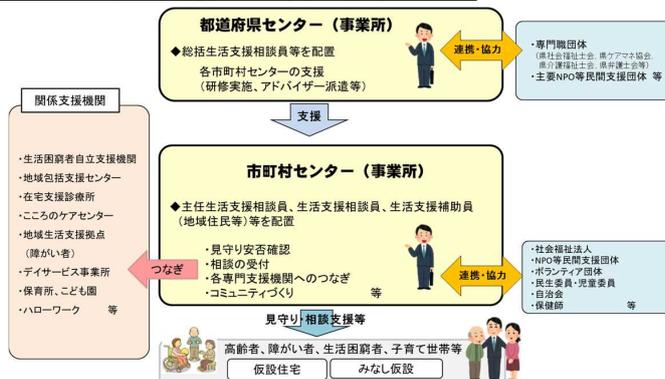
② 対策の柱との関係

I			II			III	
1	2	3	1	2	3	4	5
						○	

③ 施策の概要

- 令和6年能登半島地震・豪雨における被災者について、被災前とは大きく異なった環境の中で安心して日常生活を営むことができるよう、被災した自治体が孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



【事業実施要件】

本事業は、災害救助法に基づく応急仮設住宅が供与されていること又は供与される見込みであることを実施の要件とする。

【実施主体】

都道府県及び市区町村
(令和6年能登半島地震・豪雨で被災した自治体に限る。)

【補助率】

10/10

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 被災者が被災前とは異なった環境で安心して日常生活を営むことができるようになる。

令和8年度当初予算案 7.5億円（7.5億円）※（）内は前年度当初予算額
 ※令和7年度補正予算額 1.1億円

1. 概要

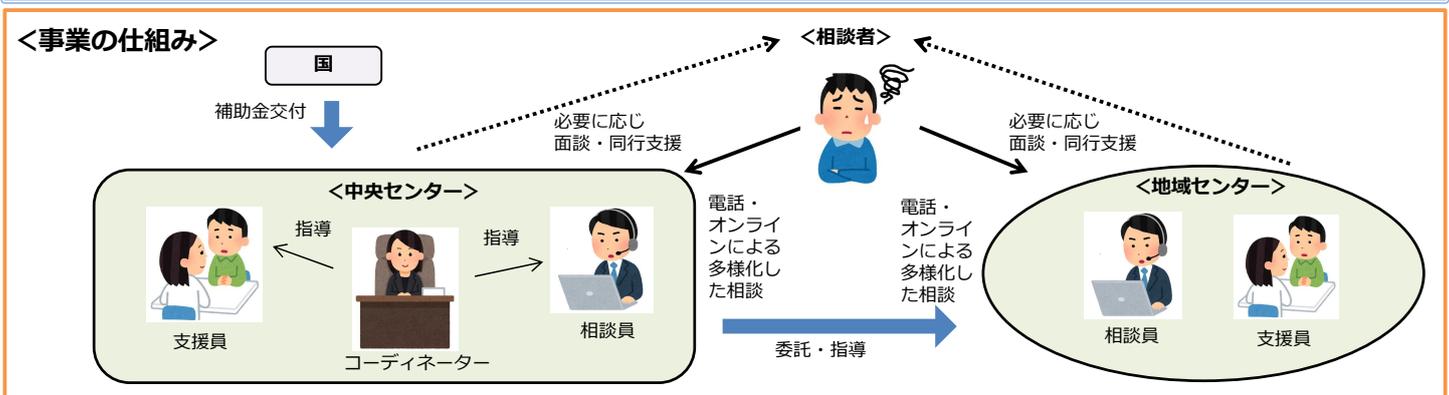
- (1) 電話相談
 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して、電話相談を行う。
- (2) 直接支援・継続支援
 直接的・継続的な支援として、①折り返しの電話、②直接面談、③他の相談機関への同行などを実施する。
- (3) 実施団体
 令和7年度は、公募により選定された一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施。
 当該法人が「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。

(参考)
 令和6年度相談件数
 約15.8万件



2. 体制

全国ライン（0120-279-338）と被災地ライン（福島県対象）（0120-279-226）の2つのダイヤルを設置し、それぞれに生活全般の相談を受ける「一般ライン」と、外国語による相談「外国語ライン」、DV・性暴力の相談「女性支援ライン」などの専門ラインを設置している。



【○生活困窮者等に対する自立支援の機能強化】

施策名：寄り添い型相談支援緊急強化事業

令和7年度補正予算額 1.1億円

社会・援護局地域福祉課（内線2219）

① 施策の目的

- ・生きにくさ、暮らしにくさを抱える人々の一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者などの社会的な繋がりが希薄な方々の課題解決を図るための相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置して行う電話相談等を本事業において実施している。
- ・近年は、コロナ禍で不安を抱える方が増えたことや、著名人の自殺、LGBTが注目される中、電話相談の繋がりにくさや、多様なニーズを持つ相談者に対応する相談員の人材確保が困難となっている。

② 対策の柱との関係

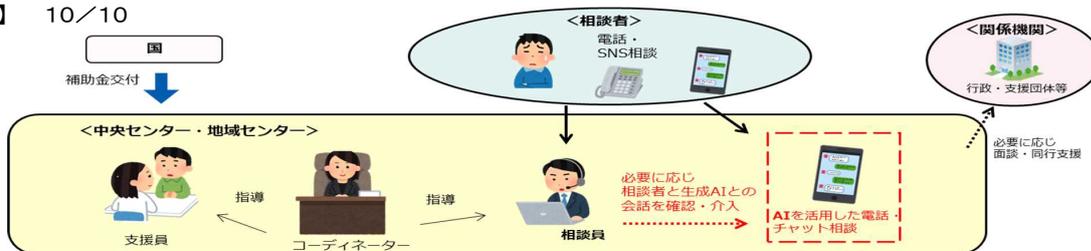
I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

- ・多様なニーズを持つ相談者に対する相談体制を充実させるため、新たに、傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談を導入する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【実施主体】 民間団体
 【補助率】 10/10



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・傾聴相談の対応が可能な生成AIを活用した電話・チャット相談等を活用した相談体制の更なる強化等を図ることで、相談対応件数の増加に資する。

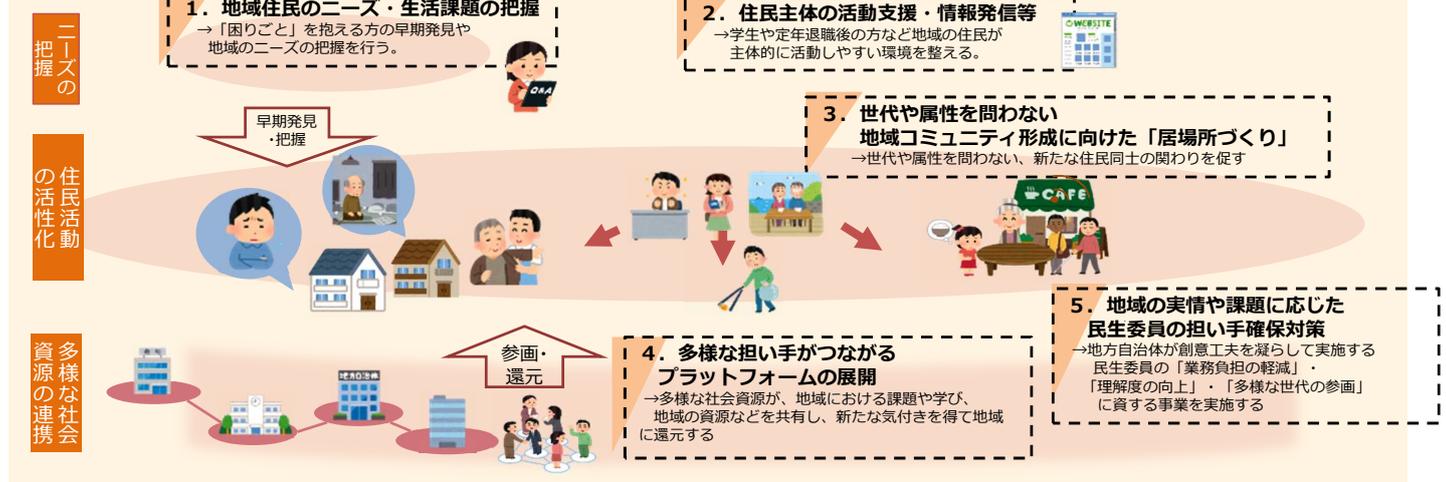
生活困窮者支援等のための地域づくり事業

令和8年度当初予算案：384億円の内数

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援・情報発信等、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】 ①地域住民のニーズ・生活課題の把握 ②住民主体の活動支援・情報発信等 ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策	【実施主体】 市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県可) 【負担割合】 ①～④：国1/2、実施主体1/2 ⑤：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する
--	---

【事業イメージ】



生活困窮者支援等のための地域づくり事業の取組例

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

【取組事例】

- 自治会や地域の支え合い活動者等が集まり、困りごとを抱える方に地域住民がどのようにサポートしているかを可視化する「支え合いマップ」を作成。
- 住民の困りごとを把握するため、「地域座談会」を開催。
- 地域課題の把握のために、実態調査やアンケート調査を実施。
- 新聞配達業者、ガス・水道業者、郵便局、配食サービス業者、運輸サービス業者等と見守りに関する協定を結び、日々の業務におけるゆるやかな見守りにより、課題を抱えた方を把握。

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

【取組事例】

- 住民主体の活動団体を集め、情報交換会や連絡会議を開催し、新たな活動を創出。
- 有償ボランティアやサポーターを養成し、利用者のニーズ(ゴミ出しや買い物支援等)に合わせ、マッチングを実施。
- 広報誌やホームページ、地元フリーペーパー等を活用し、住民活動やイベントなどを情報提供。
- 大学と連携し、ボランティア活動や福祉教育等をテーマとした住民や企業向け講演会を開催。

3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

【取組事例】

- こどもから高齢者まで、属性や世代によらず利用できるサロンやコミュニティカフェの開催。
- 市内各居場所に職員が常駐し、住民同士の交流を促進するほか、困りごと相談にも対応。
- ひきこもり経験者や障がい者などで人との関わりが苦手な方も利用できるポッチャ(スポーツ)を通じた交流の場を運営。
- 農業を通じて全世代が集まれる拠点(農園)を運営。
- 居場所を実施するボランティア団体の立ち上げを支援。

4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

【取組事例】

- 市や社協、青年会議所、ボランティア団体、NPOなどの地域づくりの担い手が集まり、支え合い会議を定期的に開催。
- 見守り協定を結んだ各民間事業者と情報共有方法や事例を通して振り返りを行うためのネットワーク連絡会を開催。
- 多分野に関わる支援者の質の向上を目指すため、研修プログラムの開発や人材育成を目的に市が地域支援研究会を運営。

地方改善事業の推進 <施設整備費・事業費>

令和8年度予算案：40.2億円（7年度：40.6億円）

- ・うち、地方改善施設整備費：4.4億円（4.4億円）
- ・うち、地方改善事業費：35.8億円（36.2億円）

地方改善施設整備費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域住民の生活環境等を改善させるため、隣保館等の共同施設を整備することにより、生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図る。
- また、令和8年度から令和12年度までの5年間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化対策（複合化・集約化整備含む）、ブロック塀等対策）の更なる促進を図る。



対象事業

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 隣保館整備事業 | <実施主体> 市町村
<負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2 |
| ② 共同作業場整備、下水排水路整備、地区道路・橋梁整備、墓地移転整備事業 | <実施主体> 市町村
<負担割合> 【直接補助】 国1/2、市町村業 1 / 2 |



地方改善事業費

事業目的

- 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域住民の社会的、経済的、文化的改善向上のため、隣保館や生活館の運営を支援することにより、生活上の課題や様々な人権課題の速やかな解決を図る。

対象事業

- | | | | |
|-----------|---|-----------|---|
| ① 隣保館運営事業 | <実施主体> 市町村
<負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2 | ② 生活館運営事業 | <実施主体> アイヌ集落を有する市町村
<負担割合> 【間接補助】 国1/2、道1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、札幌市・旭川市1/2 |
|-----------|---|-----------|---|

地方改善事業の推進 <施設整備費（国土強靱化分）>

令和7年度補正予算額：4.4億円
（6年度補正予算額：4.1億円）

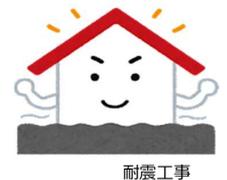
地方改善施設整備費 <国土強靱化分>

事業目的・概要

- 令和8年度から令和12年度までの5年間とする「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策として、耐震性が無い場合の耐震化整備（複合化・集約化整備を含む）及び倒壊の恐れがある等安全性に問題のあるブロック塀等が設置されている場合の改修整備に要する費用を補助する。

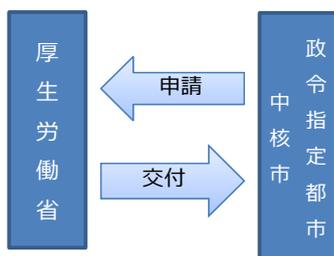
対象事業

- | | |
|---------------|---|
| ○ 隣保館整備事業のうち、 | |
| ① 耐震化整備事業 | <実施主体> 市町村 |
| ② ブロック塀等改修事業 | <負担割合> 【間接補助】 国1/2、府県1/4、市町村1/4
【直接補助】 国1/2、政令市・中核市1/2 |

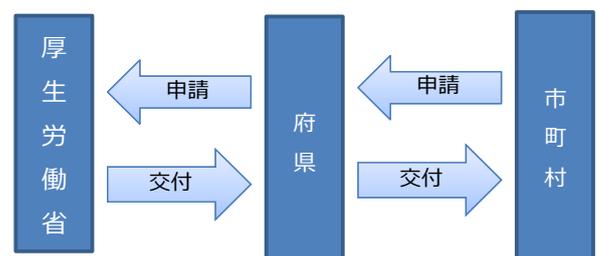


補助の流れ

■実施主体（設置主体）が政令指定都市・中核市の場合



■実施主体（設置主体）が一般市町村の場合



アイヌの人々の生活環境の向上

令和8年度予算案：3,581,257千円
(令和7年度予算額：3,618,528千円)
※うち、生活館分：86,885千円
(86,885千円)

生活館の運営への支援

■ 生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的に実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民交流の場としても、重要な役割を担う施設である。

■ このため、その運営に要する費用について、令和8年度においても引き続き、「地方改善事業費補助金」において支援を行う。

- 基準額：<運営費> 1館あたり 908,000円
<活動推進費> 1館あたり 176,000円
- 負担割合：(直接補助) 国1/2、札幌市・旭川市1/2
(間接補助) 国1/2、北海道1/4、市町村1/4



対面相談



アイヌの
伝統的文様

生活相談充実事業（アイヌの人々のための電話相談事業）の実施

令和8年度予算案：6,314千円
(令和7年度予算額：6,108千円)

■ 北海道内に限らず存在するアイヌの人々からの生活上の悩みなどの電話相談に対応し、孤独感の解消を図るとともに、必要に応じ、地方公共団体、人権関係諸団体及びアイヌ関係団体等へ紹介等を行う事業である。

■ 当該事業の実施に当たっては、以下の要件を満たす専任の電話相談員を配置するとともに、事業を円滑かつ効果的に実施するため、国及び地方公共団体の人権担当部局との連携を図るためのネットワークを備えていることを条件として、これを満たす団体への委託により実施している。（※令和7年度は（公益財団法人）人権教育啓発推進センターへ委託）

- ① アイヌ文化・歴史、生活、人権などに精通していること。
- ② アイヌの人々からの相談実績があること。
- ③ 社会福祉、人権課題等に精通し適切な対応を行えること。



電話相談